



学校教育法施行細則等の一部を改正する規則..... 400  
 愛媛県教職員結核審査委員会規則の一部を改正する規則..... 403

**教育委員会訓令**

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令..... 404

**教育委員会告示**

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定の一部改正..... 405  
 学校教職員等結核予防要綱及び学校教職員結核予防取扱要領の廃止..... 406

**監査委員規程**

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程..... 406

**県議会告示**

愛媛県議会図書室図書利用規程の一部改正..... 414

**雑 報**

愛媛県内水面漁場管理委員会指示..... 414  
 愛媛海区漁業調整委員会指示（2件）..... 414

**正 誤**

平成16年12月28日付け第1622号愛媛県訓令第17号（松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令）第9条(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)中..... 415

規 則

○愛媛県規則第9号

愛媛県職員委員会規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員委員会規則等の一部を改正する等の規則

(愛媛県職員委員会規則の一部改正)

第1条 愛媛県職員委員会規則（昭和24年愛媛県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「都道府県職員委員会に関する政令（昭和24年政令第7号）第3条」を「地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第9条第3項」に、「基き」を「基づき」に、「以下委員会」を「以下「委員会」」に改める。

第2条第2項に項番号を付し、同条第3項第2号中「吏員」を「職員」に改め、同項に項番号を付する。

第3条第2項に項番号を付する。

第5条第2項中「吏員」を「職員」に改め、同項及び同条第3項に項番号を付する。

第6条第2項中「吏員」を「職員」に改め、同項及び同条第3項に項番号を付する。

(愛媛県行政書士法施行細則の一部改正)

第2条 愛媛県行政書士法施行細則（昭和26年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第5（その2）（裏）中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

(愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則（昭和28年愛媛県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第10条中「検査吏員」を「検査職員」に改める。

様式第7号（裏）中「愛媛県ふぐ取扱者条例」の下に「（昭和27年愛媛県条例第63号）」を加え、「  
第11条」を「  
第11条」に、「当該吏員」を「当該職員」に、「その他」を「その他の」に、「立入り、」を「立ち入り」に改め、「これに」を削る。

(愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部改正)

第4条 次に掲げる規則の規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

- (1) 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第20号様式
- (2) 愛媛県財政基盤強化積立金事務取扱規則（昭和33年愛媛県規則第57号）第6条
- (3) 愛媛県用品調達規則（昭和41年愛媛県規則第22号）第7条から第9条まで、第13条、様式第3号、様式第4号その2及び様式第5号その2
- (4) 愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則（昭和45年愛媛県規則第19号）第8条、様式第2号及び様式第3号
- (5) 愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則（昭和51年愛媛県規則第82号）第5条及び様式第2号
- (6) 愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則（昭和54年愛媛県規則第83号）第5条及び様式第2号

(災害救助法施行細則の一部改正)

第5条 災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第6条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第13条中「当該吏員」を「当該職員」に、「あたつて」を「当たつて」に改める。

様式第6号中「事務（技術）吏員」を「職員」に改める。

様式第8号（裏）中「および」を「及び」に、「当該吏員」を「当該職員」に、「または」を「又は」に、「出来ない」を「できない」

に改める。

様式第12号中「様式第12号」を「様式第12号（第13条関係）」に改め、同様式2ページ中「㊟」を「㊤」に改め、同様式3ページ中「災害救助法」の下に「（昭和22年法律第118号）（抜粋）」を加え、「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「当該吏員」を「当該職員」に改め、同様式4ページ中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第6条 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「担当吏員」を「担当職員」に改める。

様式第30号中「吏員」を「職員」に改める。

（愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部改正）

第7条 愛媛県農林漁業組合等検査規則（昭和38年愛媛県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条中「吏員」を「職員」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

（愛媛県証紙条例施行規則の一部改正）

第8条 愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第12条及び第14条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第15条及び第16条第3項中「出納長」を「会計管理者」に、「つど」を「都度」に改める。

様式第7号及び様式第9号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第11号（その1）中「様式第11号（その1）」を「様式第11号（第16条関係）」に、「

出納長（本店）から交付受領
---------------

」を

「

会計管理者（本店）から交付受領
-----------------

」に改め、同様式（その1）注4中「き損証紙を出納長」を「損傷証紙を会計管理者」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第12号中「様式第12号」を「様式第12号（第16条関係）」に、

出納長	課長

を「

会計課長

」に改める。

（愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正）

第9条 愛媛県予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年愛媛県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号、第9条第3項、第11条第3項、第13条第2項及び第14条第3項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第2号の2及び様式第3号の3中「

説明書	事項
ページ	番号

」を削る。

様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号（第6条関係）」に改め、同様式2(1)(二)1注1中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部改正）

第10条 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第29条第1項中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に、「うえ」を「上」に改める。

（愛媛県会計規則の一部改正）

第11条 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「吏員」を「職員」に改める。

第5条第1項第3号中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第3項中「吏員に」を「職員に」に改め、同項の表中「貿易港管理係の吏員たる」を「貿易港管理係の」に改め、「副出納長及び」を削る。

第6条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第7条の見出し中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第8条第2項及び第3項中「引継」を「引継ぎ」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第4項中「引継を行なう」を「引継ぎを行う」に、「出納長」を「会計管理者」に、「引継の」を「引継ぎの」に改め、同条第5項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第9条、第15条及び第16条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第21条中「出納長」を「会計管理者」に、「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第22条（見出しを含む。）中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第23条第1項及び第2項中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第3項中「出納長等」を「会計管理者等」に、「書損し」を「書き損じ」に改める。

第24条第1項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第25条及び第26条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第27条及び第28条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第29条第1項及び第2項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第3項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第32条及び第33条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第34条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第35条、第36条、第42条、第44条第3項、第45条、第46条第2項、第48条並びに第52条第4項及び第5項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第54条第2項中「引継を行なう」を「引継ぎを行う」に、「出納長」を「会計管理者」に、「引継の」を「引継ぎの」に改める。

第57条第2項及び第3項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第61条第1項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第62条第4項中「すみやかに」を「速やかに」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第64条第2項及び第3項並びに第65条ただし書中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第66条第1項から第3項までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第4項中「出納長」を「会計管理者」に、「第2項及び前項」を「前2項」に改める。

第67条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第68条から第74条まで、第77条、第81条及び第88条から第90条までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第91条中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条ただし書中「の各号」を削る。

第92条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第93条第1項中「出納長」を「会計管理者」に、「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第2項及び第3項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第94条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第95条第1項中「出納長」を「会計管理者」に、「うえ」を「上」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第96条及び第97条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第98条第1項中「出納長」を「会計管理者」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第99条、第100条及び第101条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第102条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第104条及び第105条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第106条第1項中「出納長」を「会計管理者」に、「とりやめ」を「取りやめ」に、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第3項中「出納長」を「会計管理者」に、「とりやめ」を「取りやめ」に改め、同条第4項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第108条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第109条中「出納長」を「会計管理者」に、「終らない」を「終わらない」に改める。

第110条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に、「所用」を「所要」に、「もどし入れ」を「戻入れ」に改める。

第111条、第112条並びに第113条第1項、第3項及び第4項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第116条第1項及び第117条第2項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第118条第1項中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第2項中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同項ただし書中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第119条第1項及び第120条第2項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第121条、第122条第2項、第123条及び第124条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第125条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第126条第1項及び第3項、第128条から第130条まで、第168条第1項、第182条、第183条、第184条第1項及び第2項、第190条、第194条第1項ただし書及び第3項、第195条、第197条並びに第198条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第199条第4項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第200条第2項、第4項及び第6項、第207条第2項、第208条第2項、第210条第3項並びに第211条から第216条までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第217条中「とりまとめ」を「取りまとめ」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第218条第2項、第220条並びに第220条の2第5項、第6項及び第8項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第223条第1項中「出納長等」を「会計管理者等」に、「を出納長」を「を会計管理者」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第224条第3項及び第4項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第228条第2項中「吏員」を「職員」に、「出納長」を「会計管理者」に、「推せん」を「推薦」に改める。

第232条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第233条中「の各号」を削り、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第234条第2号中「副出納長、」を削る。

別表第4現金出納簿(様式第102号)の項記帳者の欄中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同表歳入簿(様式第105号)の項同欄、同表歳入総括簿(様式第106号)の項同欄、同表送金通知書再発行簿(様式第109号)の項同欄、同表小切手整理簿(様式第110号)の項同欄、同表公金振替書整理簿(様式第111号)の項同欄、同表歳出簿(様式第113号)の項同欄、同表歳出総括簿(様式第114号)の項同欄、同表預金整理簿(様式第116号)の項同欄、同表歳入歳出外現金出納簿(様式第120号)の項同欄、同表総括歳入歳出外現金出納簿(様式第121号)の項同欄、同表保管有価証券出納簿(様式第122号)の項同欄、同表基金所属現金出納簿(様式第124号)の項同欄、同表基金所属有価証券出納簿(様式第125号)の項同欄、同表公有財産所属有価証券出納簿(様式第126号)の項同欄及び同表財産記録管理簿(様式第127号)の項同欄中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第1号中「出納長(室長)」を「会計管理者(出納室長)」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第8条、第54条関係)」に改め、同様式(その1)中「出納長(室長)」を「会計管理者(出納室長)」に改め、同様式(その1)注中「および」を「及び」に改める。

様式第3号中  
「

出納長	副出納長	会計課長
課長補佐	係長	係

」を「

会計管理者	会計課長	課長補佐
係長		係

」に、同様式注3中「出納長

等」を「会計管理者等」に改める。

様式第4号中  
「

出納長	副出納長	会計課長
課長補佐	係長	係

」を「

会計管理者	会計課長	課長補佐
係長		係

」に改める。

様式第7号(その1)中「愛媛県出納長(室長)」を「愛媛県会計管理者(出納室長)」に改め、同様式注4中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同様式(その2)②中「愛媛県出納長(室長)」を「愛媛県会計管理者(出納室長)」に改め、同様式(その2)②注3中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

様式第10号の2中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

様式第11号(その1)中「出納長(室長)」を「会計管理者(出納室長)」に改め、同様式(その2)中「愛媛県出納長(室長)」を「愛媛県会計管理者(出納室長)」に改め、同様式(その2)注3中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

様式第12号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第13号中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

様式第14号中「様式第14号」を「様式第14号(第29条、別表第4関係)」に、「愛媛県出納長(室長)」を「愛媛県会計管理者(出納室長)」に、「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

様式第15号中「様式第15号」を「様式第15号(第29条関係)」に、「出納長等」を「会計管理者等」に、「さきに」を「先に」に、「または」を「又は」に改める。

様式第17号の2から様式第19号まで及び様式第21号中

「

出納長	副出納長	会計課長
課長補佐	係長	係

」を「

会計管理者	会計課長	課長補佐
係長		係

」に改める。

様式第21号の2及び様式第22号中  
「

出納長	副出納長	会計課長
課長補佐	係長	係

」を「

会計管理者	会計課長	課長補佐
係長		係

」に、「愛

媛県出納長(室長)」を「愛媛県会計管理者(出納室長)」に改める。

様式第24号の2、様式第25号及び様式第27号中  
「

出納長	副出納長	会計課長
課長補佐	係長	係

」を「

会計管理者	会計課長	課長補佐
係長		係

」

に改める。

様式第28号中  
「

出納長	副出納長
-----	------

」を「

会計管理者
-------

」に改める。

様式第28号の2中

出 納 長	副 出 納 長	会 計 課 長
課 長 補 佐	係 長	係

を

会 計 管 理 者	会 計 課 長	課 長 補 佐
係 長		係

に改める。

様式第29号及び様式第30号中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

様式第32号中「愛媛県出納長（室長）」を「愛媛県会計管理者（出納室長）」に改め、同様式注2中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

様式第33号の2中「様式第33号の2」を「様式第33号の2（第66条、第198条、第207条、第211条、第220条関係）」に、「出納長（室長）」を「会計管理者（出納室長）」に改める。

様式第33号の3中「出納長（室長）」を「会計管理者（出納室長）」に改める。

様式第34号、様式第36号、様式第37号及び様式第41号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第41号の2中「出納長（室長）」を「会計管理者（出納室長）」に改める。

様式第48号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第51号中「様式第51号」を「様式第51号（第89条、第198条、第210条関係）」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第51号の2中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第52号中「出納長（室長）」を「会計管理者（出納室長）」に改める。

様式第53号中「愛媛県出納長」を「愛媛県会計管理者」に、

副 出 納 長	会 計 課 長
---------	---------

を

会 計 課 長
---------

に改める。

様式第54号から様式第55号までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第56号中「出納長」を「会計管理者」に、「とりやめる」を「取りやめる」に改める。

様式第57号から様式第57号の3までの規定中

「

出 納 長	副 出 納 長	会 計 課 長
課 長 補 佐	係 長	係

を

会 計 管 理 者	会 計 課 長	課 長 補 佐
係 長		係

に改める。」

様式第58号及び様式第59号中「出納長（室長）」を「会計管理者（出納室長）」に改める。

様式第60号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第65号中「様式第65号」を「様式第65号（第117条、第120条、第125条関係）」に、「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

様式第66号中「様式第66号」を「様式第66号（第118条、第121条、第125条関係）」に、「出納長等」を「会計管理者等」に、「愛媛県出納長（室長）」を「愛媛県会計管理者（出納室長）」に改める。

様式第67号中「様式第67号」を「様式第67号（第118条、第223条関係）」に、「出納長等」を「会計管理者等」に、「愛媛県出納長（室長）」を「愛媛県会計管理者（出納室長）」に改める。

様式第68号中「様式第68号」を「様式第68号（第121条、第223条関係）」に、「愛媛出納長（室長）」を「愛媛県会計管理者（出納室長）」に改める。

様式第70号中

出 納 長	副 出 納 長	会 計 課 長
課 長 補 佐	係 長	係

を

会 計 管 理 者	会 計 課 長	課 長 補 佐
係 長		係

に改める。

様式第71号中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

様式第82号の2中「出納長（室長）」を「会計管理者（出納室長）」に、「室長」を「出納室長」に改める。

様式第83号中「様式第83号」を「様式第83号（第182条関係）」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第84号中「様式第84号」を「様式第84号（第182条関係）」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第87号中「出納長（室長）」を「会計管理者（出納室長）」に改める。

様式第90号及び様式第90号の2中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第91号中「出納長（室長）」を「会計管理者（出納室長）」に改める。

様式第92号中「様式第92号」を「様式第92号（第200条関係）」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第94号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第95号中「出納長（室長）」を「会計管理者（出納室長）」に改める。

様式第96号の2から様式第96号の4までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第97号中「出納長（室長）」を「会計管理者（出納室長）」に改める。

様式第98号から様式第101号の2までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第104号（その3）④注3中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

様式第109号から様式第111号までの規定中

「	出納 長	課長	」	を	「	会計 課長	」

に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第12条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第11号の2及び様式第11号の3中「交付吏員印」を「交付職員印」に改める。

様式第32号(表)中「技術吏員」を「医系職員」に改める。

(愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部改正)

第13条 愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則(昭和59年愛媛県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第14条 児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成13年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記様式(裏)中「吏員」を「職員」に改める。

(市町長等の事務引継規則の廃止)

第15条 市町長等の事務引継規則(昭和29年愛媛県規則第29号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出されている書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出された書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第10号

愛媛県執務時間規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県執務時間規則等の一部を改正する規則

(愛媛県執務時間規則の一部改正)

第1条 愛媛県執務時間規則(平成元年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前															
<p>(執務時間)</p> <p>第2条 県の執務時間は、愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日を除き、午前8時30分から午後5時30分までとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>愛媛県食肉衛生検査センター</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>愛媛県心と体の健康センター</td></tr> <tr><td>経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室</td></tr> <tr><td>経済労働部観光国際局国際交流課</td></tr> </table>	省略	愛媛県食肉衛生検査センター	省略	省略	愛媛県心と体の健康センター	経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室	経済労働部観光国際局国際交流課	<p>(執務時間)</p> <p>第2条 県の執務時間は、愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>愛媛県立医療技術短期大学</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>愛媛整肢療護園</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>愛媛県精神保健福祉センター</td></tr> <tr><td>愛媛県健康増進センター</td></tr> <tr><td>経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室</td></tr> </table>	省略	愛媛県立医療技術短期大学	省略	愛媛整肢療護園	省略	愛媛県精神保健福祉センター	愛媛県健康増進センター	経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室
省略																
愛媛県食肉衛生検査センター																
省略																
省略																
愛媛県心と体の健康センター																
経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室																
経済労働部観光国際局国際交流課																
省略																
愛媛県立医療技術短期大学																
省略																
愛媛整肢療護園																
省略																
愛媛県精神保健福祉センター																
愛媛県健康増進センター																
経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室																

省略

省略

(愛媛県地方機関庁舎における当直勤務に関する規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県地方機関庁舎における当直勤務に関する規則(昭和55年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(当直の種類等) <b>第5条</b> 省略 2 宿直の勤務時間は、 <u>午後5時30分</u> から翌日午前8時30分までとする。 3 日直の勤務時間は、愛媛県の休日定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日の午前8時30分から <u>午後5時30分</u> までとする。 4・5 省略	(当直の種類等) <b>第5条</b> 省略 2 宿直の勤務時間は、 <u>午後5時15分</u> から翌日午前8時30分までとする。 3 日直の勤務時間は、愛媛県の休日定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日の午前8時30分から <u>午後5時15分</u> までとする。 4・5 省略

(愛媛県林業技術センター使用規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県林業技術センター使用規則(平成2年愛媛県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(センターの使用時間) <b>第2条</b> 試験等の依頼時間は、午前8時30分から <u>午後5時30分</u> までとする。 2 省略	(センターの使用時間) <b>第2条</b> 試験等の依頼時間は、午前8時30分から <u>午後5時15分</u> までとする。 2 省略

(愛媛県紙産業研究センター使用規則の一部改正)

**第4条** 愛媛県紙産業研究センター使用規則(平成15年愛媛県規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用時間) <b>第2条</b> センターの使用時間は、午前8時30分から <u>午後5時30分</u> までとする。 2・3 省略	(使用時間) <b>第2条</b> センターの使用時間は、午前8時30分から <u>午後5時15分</u> までとする。 2・3 省略

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第11号

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則**

(知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

**第1条** 知事が管理する公文書の公開等に関する規則(平成10年愛媛県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(書面の様式) <b>第2条</b> 省略	(書面の様式) <b>第2条</b> 省略

2 条例第20条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第9号）によりするものとする。

**第6条** 省略

（公文書の任意公開）

**第7条** 条例第5条各号に掲げるもの以外のものは、知事に対し、公文書の公開の申出をすることができる。

2 前項の規定による公文書の公開の申出は、公文書公開申出書（様式第10号）によらなければならない。

3 知事は、前項の申出書の提出があった場合において、第1項の規定による公開の申出に係る公文書の公開又は非公開を決定したときは、公文書公開（部分公開・非公開）回答書（様式第12号）により回答するものとする。

（実施状況の公表）

**第8条** 条例第37条の規定による公表は、愛媛県報によりするものとする。

2 条例第19条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第9号）によりするものとする。

**第6条** 省略

（実施状況の公表）

**第7条** 条例第36条の規定による公表は、愛媛県報によりするものとする。

様式第10号の次に次の2様式を加える。

## 様式第11号（第7条関係） 公文書公開申出書

公 文 書 公 開 申 出 書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）	
住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	
申出者	
郵便番号	
電話番号	
公文書の件名その他の公開の申出に係る公文書を特定するに足る事項	（公文書の件名が分からない場合は、知りたい内容を具体的に記入してください。）
希望する公開の方法	閲覧 [ これに引き続く写しの交付の希望 有 無 ] 視聴 [ これに引き続く写しの交付の希望 有 無 ] 写しの交付 [ 窓口での交付 郵送等による交付 ]
受 付 年 月 日	年 月 日
記入上の注意 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。 2 印の欄は、記入しないでください。	

様式第12号（第7条関係） 公文書公開（部分公開・非公開）回答書

公文書公開（部分公開・非公開）回答書 第 年 月 日 号 様 愛媛県知事 <span style="float: right;">印</span>	
公開申出年月日	年 月 日
公文書の件名	
公開の日時	年 月 日（ ） 午前 午後 時 分
公開の場所	
公開の方法	
公開をしない部分	
公開をしない理由	
主 務 課	電話番号 <span style="float: right;">内線</span>
費 用	写しの作成に要する費用 <span style="float: right;">円</span>
	写しの送付に要する費用 <span style="float: right;">円</span>
注意 1 指定された公開の日時の変更を希望する場合は、あらかじめ申し出てください。 2 公開を受ける際は、この回答書を持参してください。	

注 不要の文字は、抹消すること。

(愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

第2条 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則(平成17年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第31条の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第30条の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第12号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料の額) 第4条 省略 2 集団の試験等にあつては、別表第1に定める額を次の区分により減額する。 (1) 結核検診に係るもの ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2の規定による定期の健康診断の場合 5割 イ 省略 (2) 省略 3 省略	(使用料の額) 第4条 省略 2 集団の試験等にあつては、別表第1に定める額を次の区分により減額する。 (1) 結核検診に係るもの ア 結核予防法(昭和26年法律第96号)第4条 _____の規定による定期検診 _____の場合 5割 イ 省略 (2) 省略 3 省略

(愛媛県保健所使用料規則の一部改正)

第2条 愛媛県保健所使用料規則(昭和33年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)第2条の規定に基く使用料の額は、次のとおりとする。 1 試験及び検査料 ア エックス線写真及び透視	保健所使用料条例(昭和23年愛媛県条例第38号)第2条の規定に基く使用料の額は、次のとおりとする。 1 試験及び検査料 ア エックス線写真及び透視																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>使用料金額</th> <th>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2若しくは労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定による定期の健康診断又は</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	規格	単位	使用料金額	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2若しくは労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定による定期の健康診断又は						<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>使用料金額</th> <th>結核予防法(昭和26年法律第96号)第4条 _____若しくは労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定による定期の健康診断又は</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	規格	単位	使用料金額	結核予防法(昭和26年法律第96号)第4条 _____若しくは労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定による定期の健康診断又は					
種別	規格	単位	使用料金額	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2若しくは労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定による定期の健康診断又は																	
種別	規格	単位	使用料金額	結核予防法(昭和26年法律第96号)第4条 _____若しくは労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定による定期の健康診断又は																	

				50人以上の集団検診の 使用料の額					50人以上の集団検診の 使用料の額
省略					省略				
断層診断 2,880円					断層診断 2,880円				
注 省略					注 省略				
肺がん検診読影検査 503円					肺がん検診読影検査 503円				
イ～エ 省略					イ～エ 省略				
2 省略					2 省略				

(生活保護法施行細則の一部改正)

第3条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(医療要否意見書等) 第11条 地方局長は、医療扶助の申請があつたときは保護に係る治療等の要否を判定するため、次に掲げる書類のうち必要と認めるものを要保護者を通じ、又は直接指定医療機関若しくは指定を受けた施術者(以下「指定医療機関」という。)から徴するものとする。 (1) 省略  (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 2 省略	(医療要否意見書等) 第11条 地方局長は、医療扶助の申請があつたときは保護に係る治療等の要否を判定するため、次に掲げる書類のうち必要と認めるものを要保護者を通じ、又は直接指定医療機関若しくは指定を受けた施術者(以下「指定医療機関」という。)から徴するものとする。 (1) 省略 (2) <u>結核入院要否意見書(様式第31号)</u> (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 2 省略

様式第30号(裏)記入要領1中「結核性疾患及び」を削る。

様式第31号を次のように改める。

様式第31号 削除

様式第36号中「結核予防法第34条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2」に改める。

様式第37号中 「

結核予防法第34条	有 無
-----------	-----

」を削る。

(養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部改正)

第4条 養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則(昭和62年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
別表第1(第3条関係) 徴収基準額表 <table border="1"><tr><td>省略</td></tr><tr><td>備考 1 省略 2 徴収基準額欄の「全額」とは、療育の給付を受けた者(以下この表において「被措置者」という。)の当該療育の給付に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)</u>の負担額を差し引いた残りの額をいう。</td></tr></table> 注 省略 別表第2(第3条関係) 徴収基準額表	省略	備考 1 省略 2 徴収基準額欄の「全額」とは、療育の給付を受けた者(以下この表において「被措置者」という。)の当該療育の給付に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)</u> の負担額を差し引いた残りの額をいう。	別表第1(第3条関係) 徴収基準額表 <table border="1"><tr><td>省略</td></tr><tr><td>備考 1 省略 2 徴収基準額欄の「全額」とは、療育の給付を受けた者(以下この表において「被措置者」という。)の当該療育の給付に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び<u>結核予防法(昭和26年法律第96号)</u> ____の負担額を差し引いた残りの額をいう。</td></tr></table> 注 省略 別表第2(第3条関係) 徴収基準額表	省略	備考 1 省略 2 徴収基準額欄の「全額」とは、療育の給付を受けた者(以下この表において「被措置者」という。)の当該療育の給付に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び <u>結核予防法(昭和26年法律第96号)</u> ____の負担額を差し引いた残りの額をいう。
省略					
備考 1 省略 2 徴収基準額欄の「全額」とは、療育の給付を受けた者(以下この表において「被措置者」という。)の当該療育の給付に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)</u> の負担額を差し引いた残りの額をいう。					
省略					
備考 1 省略 2 徴収基準額欄の「全額」とは、療育の給付を受けた者(以下この表において「被措置者」という。)の当該療育の給付に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び <u>結核予防法(昭和26年法律第96号)</u> ____の負担額を差し引いた残りの額をいう。					

省略
備考
1 省略
2 徴収基準額欄の「全額」とは、療育の給付を受けた者（以下この表において「被措置者」という。）の当該療育の給付に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の負担額を差し引いた残りの額をいう。

注 省略

省略
備考
1 省略
2 徴収基準額欄の「全額」とは、療育の給付を受けた者（以下この表において「被措置者」という。）の当該療育の給付に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び結核予防法 _____の負担額を差し引いた残りの額をいう。

注 省略

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部改正）

第5条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（平成12年愛媛県規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（その1）中

「  
結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定による指定の有無（ 有 無 ）  
」

を

「  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療法律（平成10年法律第114号）第38条第2  
による指定の有無（ 有 無 ）  
第一種感染症指定  
第二種感染症指定  
結核指定医療機関  
」

療に関する  
項の規定

医療機関  
医療機関

に改め、同様式（その2）中

「  
結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条  
第1項の規定による指定の有無  
（ 有 無 ）  
」

指定年月日 年 月 日  
指定番号  
（ ）

を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
（生活保護法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- この規則の施行の日前に保護に係る治療等の要否を判定するために徴することとされた結核入院要否意見書の様式については、なお従前の例による。
- 改正後の生活保護法施行細則様式第36号及び様式第37号の規定は、この規則の施行の日以降の医療又は介護に係る請求分について適用し、同日前の医療又は介護に係る請求分については、なお従前の例による。
- この規則施行の際現にある改正前の生活保護法施行細則様式第36号及び様式第37号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。  
（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- この規則施行の際現に改正前の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則様式第1号（その1）及び同様式（その2）の規定により提出されている書類は、改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則様式第1号（その1）及び同様式（その2）の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県規則第13号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第4条関係） 徴収金基準額表（扶養義務者用）	別表第1（第4条関係） 徴収金基準額表（扶養義務者用）
省略	省略

## 備考

1～5 省略

6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。

(1)・(2) 省略

(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児施設を利用する障害児、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第5項、第6項、第13項から第15項までのサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）

ア～ウ 省略

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 省略

7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2に規定する障害児施設給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限（当該世帯における措置児童等に係る徴収金基準額が、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について（平成19年2月23日付け厚生労働省発障第0223004号厚生労働事務次官通知）（以下「0223004号通知」という。）」の別表6-1障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第24条の2に規定する障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に規定する日前の法に基づく0223004号通知の徴収金基準額とする。）とし、その額が「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施について（平成18年4月3日付け障発第0403002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」適用後のその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をい

## 備考

1～5 省略

6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。

(1)・(2) 省略

(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11に定める施設訓練等支援費の受給者を除く。）

\_\_\_\_\_で在宅のものを有する世帯をいう。）

ア～ウ 省略

(4) 省略

7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。

う。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は零円とする。

8～9 省略  
注 省略

8～9 省略  
注 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則別表第1の規定は、平成18年10月分以後の徴収額について適用し、同年9月分以前の徴収額については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第14号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（措置費国庫負担金及び県費負担金交付申請書）</p> <p><b>第43条</b> 市町長（地方自治法第252条の22第1項の中核市の長を除く。次条第1項において同じ。）は、翌年度における法第51条第2号に規定する費用について、法第53条の規定による国庫負担金及び法第55条の規定により県費負担金の交付を受けようとするときは、知事が別に指示する申請書に関係書類を添え、毎年3月10日までに2部を、市にあつては直接、町にあつては所轄の地方局長を経て、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>（措置費国庫負担金及び県費負担金交付申請書）</p> <p><b>第43条</b> 市町長（地方自治法第252条の22第1項の中核市の長を除く。次条第1項において同じ。）は、翌年度における法第51条第3号に規定する費用について、法第53条の規定による国庫負担金及び法第55条の規定により県費負担金の交付を受けようとするときは、知事が別に指示する申請書に関係書類を添え、毎年3月10日までに2部を、市にあつては直接、町にあつては所轄の地方局長を経て、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第15号

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、工業技術センター、窯業試験場、繊維産業試験場及び紙産業研究センターの使用料及び手数料の額を次のとおり定める。</p> <p>使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所掌区分</th> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所掌区分	種別	細別	単位	金額	備考							<p>愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、工業技術センター、窯業試験場、繊維産業試験場及び紙産業研究センターの使用料及び手数料の額を次のとおり定める。</p> <p>使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所掌区分</th> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所掌区分	種別	細別	単位	金額	備考						
所掌区分	種別	細別	単位	金額	備考																				
所掌区分	種別	細別	単位	金額	備考																				

工業 技術 セン ター	省略					
	食品加工 用機器	1～8 省略				
		9 真空冷凍 乾燥機	1時間		210円	
		10～34 省略				
窯業 試験 場	省略					
	窯業用機 器	1～14 省略				
		15 衝撃強度 測定解析装 置	1時間		310円	
繊維 産業 試験 場	染織用機 器	1～4 省略				
		5 アップツ イスター	1時間		310円	
		6 ダブルカ パーリング マシーン	1時間		210円	
		7 アレンジ ワインダー	1時間		210円	
		8 多色染型 高温高压チ ーズ染色機	1時間		730円	
		9 高温高压 製品染色処 理機	1時間		630円	
		10 デザイン 企画総合支 援システム	1時間		310円	
紙産 業研 究セ ンタ ー	省略					
	紙加工用 機器	1・2 省略				
		3 熱カレン ダー	1時間		730円	
		4～13 省略				
	14 ロータリ ースクリー ンコーター	1時間		1,050円		
	省略					

注 省略

手数料

所掌 区分	種別	細別	単位	金額		
				A	B	C
省略				円	円	円
窯業 試験 場	試験	1 省略				
		2 一般物理的 性能試験 (1)・(2) 省略 (3) 粒度試験 (4)・(5) 省略	1件		3,990	

工業 技術 セン ター	省略					
	食品加工 用機器	1～8 省略				
		9 真空冷凍 乾燥機	1時間		300円	
		10～34 省略				
窯業 試験 場	省略					
	窯業用機 器	1～14 省略				
繊維 産業 試験 場	染織用機 器	1～4 省略				
紙産 業研 究セ ンタ ー	省略					
	紙加工用 機器	1・2 省略				
		3 熱カレン ダー	1時間		400円	
		4～13 省略				
	省略					

注 省略

手数料

所掌 区分	種別	細別	単位	金額		
				A	B	C
省略				円	円	円
窯業 試験 場	試験	1 省略				
		2 一般物理的 性能試験 (1)・(2) 省略 (3) 粒度試験 (4)・(5) 省略	1件		4,790	

		3～5 省略				
		6 測色試験	1件			1,990
		7・8 省略				
	省略					
省略						

注 省略

		3～5 省略				
		6 測色試験	1件			1,630
		7・8 省略				
	省略					
省略						

注 省略

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則本則使用料の表及び手数料の表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、同日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第16号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前					
<b>様式第2号（第7条関係）</b> 沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書 <b>様式第2号（その5）</b> 省略 <table border="1"> <tr> <td>資金計画</td> <td>記載要領 備考欄は、過去における住宅金融公庫及び  <u>独立行政法人住宅金融支援機構からの資金の借入れの有無等を記載すること。</u></td> </tr> </table> 省略		資金計画	記載要領 備考欄は、過去における住宅金融公庫及び <u>独立行政法人住宅金融支援機構からの資金の借入れの有無等を記載すること。</u>	<b>様式第2号（第7条関係）</b> 沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書 <b>様式第2号（その5）</b> 省略 <table border="1"> <tr> <td>資金計画</td> <td>記載要領 備考欄は、過去における住宅金融公庫____            _____資金の  <u>借入</u>の有無等を記載すること。</td> </tr> </table> 省略		資金計画	記載要領 備考欄は、過去における住宅金融公庫____ _____資金の <u>借入</u> の有無等を記載すること。
資金計画	記載要領 備考欄は、過去における住宅金融公庫及び <u>独立行政法人住宅金融支援機構からの資金の借入れの有無等を記載すること。</u>						
資金計画	記載要領 備考欄は、過去における住宅金融公庫____ _____資金の <u>借入</u> の有無等を記載すること。						
注 省略		注 省略					

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第17号

愛媛県宅地造成等規制法施行細則及び愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県宅地造成等規制法施行細則及び愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（愛媛県宅地造成等規制法施行細則の一部改正）

第1条 愛媛県宅地造成等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（証明書等の様式） <b>第2条</b> 法第6条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。		（証明書等の様式） <b>第2条</b> 法第6条第1項（法第17条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。	

## 2 省略

(許可の承継届)

**第3条** 法第8条第1項本文の許可を受けた造成主の地位を承継した者は、速やかに承継届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(工事の着手届)

**第4条** 造成主は、法第8条第1項本文の許可に係る工事(以下「工事」という。)に着手したときは、速やかに宅地造成工事着手届(様式第4号)に当該工事の工程計画書を添えて知事に提出しなければならない。

(工事中止・廃止・再開届)

**第5条** 法第8条第1項本文の許可を受けた造成主は、工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開したときは、工事中止・廃止・再開届(様式第5号)により速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(協議)

**第6条** 法第11条の規定により知事と協議しようとする国又は県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)を含む。)は、宅地造成に関する工事の協議書(様式第6号)に省令第4条第1項に規定する図面、同条第2項に規定する構造計算書及び同条第3項に規定する安定計算書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宅地造成に関する工事の協議成立通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 前2条、次条から第9条まで及び第11条から第14条までの規定は、協議が成立した工事について準用する。

(工事計画変更許可申請書等の様式)

**第7条** 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)第25条に規定する申請書は、工事計画変更許可申請書(様式第8号)とする。

2 法第12条第2項の規定による届出は、工事計画軽微変更届(様式第9号)によらなければならない。

(工事の届出書の添付書類)

**第8条** 省令第29条に規定する届出書には、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる図面を添えなければならない。

## 2 省略

(許可の承継届)

**第3条** 法第8条第1項の許可を受けた造成主の地位を承継した者は、すみやかに承継届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(工事の着手届)

**第4条** 造成主は、法第8条第1項の許可にかかる工事(以下「工事」という。)に着手したときは、すみやかに宅地造成工事着手届(様式第4号)に当該工事の工程計画書を添えて知事に提出しなければならない。

(工事計画の変更)

**第5条** 造成主は、工事の概要(宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)第4条第1項に規定する許可申請書の6欄イからトまでに該当する事項をいう。)を変更しようとするときは、省令第4条に規定する手続によりあらためて許可を受けなければならない。

ただし、工事の概要の変更が軽微であり、かつ、災害防止上支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する工事の概要の変更については、工事計画変更承認申請書(様式第5号)により知事の承認を受けなければならない。

(変更届)

**第6条** 法第8条第1項の許可を受けた造成主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める届出書によりすみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 造成主又は工事施行者の住所又は氏名の変更があつたとき。  
造成主・施行者住所氏名変更届(様式第6号)
- (2) 工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開したとき。  
工事中止・廃止・再開届(様式第7号)
- (3) 前条に規定する工事の概要の変更を除く工事の計画を変更するとき。  
工事計画変更届(様式第8号)

(協議)

**第7条** 法第11条の規定により知事と協議しようとする国又は県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)を含む。)は、宅地造成に関する工事の協議書(様式第9号)に省令第4条に規定する図面を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宅地造成に関する工事の協議成立通知書(様式第10号)により通知するものとする。

3 第4条から前条まで、次条、第9条及び第11条から第14条までの規定は、協議が成立した工事について準用する。

(工事の届出書の添付書類)

**第8条** 省令第8条に規定する届出書には、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる図面を添えなければならない。

(1) 法第15条第1項の規定による届出

ア 付近見取図

イ・ウ 省略

(2) 法第15条第2項の規定による届出

ア 付近見取図

イ 省略

(3) 法第15条第3項の規定による届出

ア 付近見取図

イ 省略

(標識の掲示)

第9条 造成主は、工事の着手の日から完了の日までの間当該工事現場内の見やすい場所に宅地造成工事許可標識(様式第10号)を掲示しておかなければならない。

(工事の一部完了検査)

第11条 工事の一部完了検査を受けようとする造成主は、省令第27条に規定する工事完了検査申請書に当該完了した工事の部分明らかにした図面を添えなければならない。

2 省略

(技術的基準の特例)

第12条 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)第15条第1項に規定する災害の防止上支障がないと認められる土地は、崖の下端からその崖の高さの2倍に相当する幅の範囲の土地がおおむね水平であり、かつ、河川、池、沼等の水面又は人の居住、集合、通行等を目的としない用途に供され、又は供される予定の土地である場合のその崖の部分とする。

2 前項の土地においては、政令第6条の規定による擁壁の設置に代えて、次の各号のいずれかに掲げる工法とすることができる。

(1)~(4) 省略

3 政令第13条第3号の規定により設置する排水施設の断面を決定する場合における計画流量の算定は、次の各号に掲げる数値を用いるものとする。

(1)・(2) 省略

(工事の完了届)

第13条 法第15条第1項の規定による届出をした者は、当該工事が完了したときは、速やかに工事完了届(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(届出工事への準用)

第14条 第5条の規定は、法第15条第1項又は第2項の規定による届出をした者について準用する。

(届出工事の工事計画軽微変更届)

第15条 前条に規定する者は、省令第26条に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく工事計画軽微変更届を知事に提出しなければならない。

(法第8条第1項本文又は第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付申請)

第16条 省令第30条に規定する書面の交付の請求をしようとする者は、法第8条第1項本文(第12条第1項)の規定に適合していることを証する書面交付申請書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

表

(1) 法第14条第1項の規定による届出

ア 附近見取図

イ・ウ 省略

(2) 法第14条第2項の規定による届出

ア 附近見取図

イ 省略

(3) 法第14条第3項の規定による届出

ア 附近見取図

イ 省略

(標識の掲示)

第9条 造成主は、工事の着手の日から完了の日までの間当該工事現場内の見やすい場所に宅地造成工事許可標識(様式第11号)を掲示しておかなければならない。

(工事の一部完了検査)

第11条 工事の一部完了検査を受けようとする造成主は、省令第6条に規定する工事完了検査申請書に当該完了した工事の部分明らかにした図面を添えなければならない。

2 省略

(技術的基準の特例)

第12条 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)第16条第1項に規定する災害の防止上支障がないと認められる土地は、がけの下端からそのがけの高さの2倍に相当する幅の範囲の土地がおおむね水平であり、かつ、河川、池、沼等の水面又は人の居住、集合、通行等を目的としない用途に供され、又は供される予定の土地である場合のそのがけの部分とする。

2 前項の土地においては、政令第5条の規定による擁壁の設置にかえて、次の各号のいずれかに掲げる工法とすることができる。

(1)~(4) 省略

3 政令第14条第1項の規定により設置する排水施設の断面を決定する場合における計画流量の算定は、次の各号に掲げる数値を用いるものとする。

(1)・(2) 省略

(工事の完了届)

第13条 法第14条第1項の規定による届出をした者は、当該工事が完了したときは、すみやかに工事完了届(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(届出工事への準用)

第14条 第6条の規定は、法第14条第1項又は第2項の規定により届出を要する工事について準用する。

(法第8条第1項 \_\_\_\_\_ の規定に適合していることを証する書面の交付申請)

第15条 省令第8条の2に規定する書面の交付の請求をしようとする者は、法第8条第1項 \_\_\_\_\_ の規定に適合していることを証する書面交付申請書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

様式第1号 \_\_\_\_\_

表

省略

6センチメートル

上記の者は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第4条第1項の規定による測量又は調査及び同法第5条第1項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等並びに同法第18条第1項の規定による検査のため、他人の占有する土地又は宅地に立ち入る権限を有するものであることを証明する。

有効期限 年 月 日  
年 月 日 愛媛県知事 印

9センチメートル

裏

省略

省略

6センチメートル

上記の者は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第4条第1項の規定による測量または調査および同法第5条第1項の規定による障害物の伐除または土地の試掘ならびに同法第17条第1項の規定による検査のため、他人の占有する土地または宅地に立ち入る権限を有するものであることを証明する。

有効期限 年 月 日  
年 月 日 愛媛県知事 印

9センチメートル

裏

省略

様式第5号（第5条関係）

工事計画変更承認申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
氏 名 印

宅地造成に関する工事の計画を変更したいので、宅地造成等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号）第5条の規定により承認を申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号
宅地の所在及び地番	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	
関 係 図 書	別添のとおり

- 注) 1 住所氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名を記入してください。
- 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。
- 3 工事計画の変更部分を明らかにした図面を添付してください。

様式第6号（第6条関係）

造成主 住所氏名変更届  
施行者

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
氏 名 印

住所氏名を変更したので、宅地造成等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号）第6条第1号の規定により届け出します。

変更事項	新	
	旧	
許可年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
変更理由		

- 注) 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 住所氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、

様式第5号(第5条関係)

省略

宅地造成工事を中止・廃止・再開したので、宅地造成等規制法施行細則(昭和44年愛媛県規則第19号)第5条の規定により届け出ます。

省略

注) 省略

様式第6号

様式第7号(第6条関係)

省略

愛媛県知事 印

年 月 日付け協議のあつた宅地造成に関する工事については、次のとおり協議が成立したので宅地造成等規制法施行細則(昭和44年愛媛県規則第19号)第6条第2項の規定により通知します。

省略

1	造成主の住所及び氏名	省略
2	設計者の住所及び氏名	省略
3	工事施行者の住所及び氏名	省略
4・5	省略	
工 事 の	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	省略
	(2) 切土又は盛土の土量	省略
	(3) 省略	
	(4) 排水施設	番号 種類 内法寸法 延長

名称及び代表者の職氏名を記入してください。

様式第7号(第6条関係)

省略

宅地造成工事を中止・廃止・再開したので、宅地造成等規制法施行細則(昭和44年愛媛県規則第19号)第6条第2号の規定により届け出します。

省略

注) 省略

様式第8号(第6条関係)

工 事 計 画 変 更 届

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
氏 名 印

宅地造成に関する工事の計画を変更したいので、宅地造成等規制法施行細則(昭和44年愛媛県規則第19号)第6条第3号の規定により届け出します。

許可年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号
宅地の所在及び地番	
変更の理由	
変更の内容	
関係図書	別添のとおり

- 注) 1 住所氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名を記入してください。
- 2 工事計画の変更部分を明らかにした図面を添付してください。

様式第9号

様式第10号

省略

愛媛県知事 印

年 月 日付け協議のあつた宅地造成に関する工事については、次のとおり協議が成立したので宅地造成等規制法施行細則第7条第2項の規定により通知します。

省略

1	造成主の住所および氏名	省略
2	設計者の住所および氏名	省略
3	工事施行者の住所および氏名	省略
4・5	省略	
工 事 の	(1) 切土または盛土をする土地の面積	省略
	(2) 切土または盛土の土量	省略
	(3) 省略	
	(4) 排水施設	番号 種類 内法寸法 延長

概要	省略
(5) <u>附</u> 崖面 の保護の方法	
(6)~(10) 省略	
7 省略	

概要	省略
(5) <u>が</u> け面 の保護の方法	
(6)~(10) 省略	
7 省略	

様式第8号(第7条関係)

<p><u>工事計画変更許可申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) ㊟</p>	
変更に係る事項	
変更の理由	
宅地造成に関する 工事の許可番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号
関係図書	別添のとおり。

注) 1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

2 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第4条の表に掲げる図面のうち宅地造成に関する工事の変更に伴いその内容が変更されるものを添付してください。

様式第9号(第7条関係)

<p><u>工事計画軽微変更届</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)</p>	
変更事項	
変更内容	変更後
	変更前

宅地造成に関する 工事の許可番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号
変 更 理 由	

- 様式第10号（第9条関係）
- 様式第11号（第13条関係）
- 様式第12号（第16条関係）

法第8条第1項本文（第12条第1項）の規定に 適合していることを証する書面交付申請書	
省略	
省略	
証 明 欄	第 号 上記の事項は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文（第12条第1項）の規定に適合していることを証明します。 年 月 日 愛媛県知事 <span style="float: right;">印</span>

- 注) 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 省略
  - 3 省略

- 様式第11号（第9条関係）
- 様式第12号（第13条関係）
- 様式第13号（第15条関係）

法第8条第1項 _____ の規定に 適合していることを証する書面交付申請書	
省略	
省略	
証 明 欄	第 号 上記の事項は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項 _____ の規定に適合していることを証明します。 年 月 日 愛媛県知事 <span style="float: right;">印</span>

- 注)
- 1 省略
  - 2 省略

（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第3</b>（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p>4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定に適合すること。</p> <p>5～8 省略</p> </div> <p><b>別表第5</b>（第7条、第10条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～10 省略</p> <p>11 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定による許可を要する行為</p> <p>12～18 省略</p> </div>	<p><b>別表第3</b>（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p>4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条 _____ から第10条までの規定に適合すること。</p> <p>5～8 省略</p> </div> <p><b>別表第5</b>（第7条、第10条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～10 省略</p> <p>11 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項 _____ の規定による許可を要する行為</p> <p>12～18 省略</p> </div>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年愛媛県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1～11 省略		1～11 省略	
12 特例条例別表 41の項第11号に規定する宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	愛媛県宅地造成等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1)・(2) 省略  (3) <u>規則第5条</u> （規則第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>工事の中止、廃止又は再開の届出の受理に関する事務</u>  (4) <u>規則第15条の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関する事務</u>  (5) 省略	12 特例条例別表 41の項第11号に規定する宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	愛媛県宅地造成等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1)・(2) 省略  (3) <u>規則第5条第2項の規定に基づく工事の概要の変更の承認に関する事務</u>  (4) <u>規則第6条</u> （規則第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>変更等</u> の届出の受理に関する事務  (5) 省略
13 特例条例別表 42の項第6号に規定する宅地造成等規制法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	愛媛県宅地造成等規制法施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1)・(2) 省略  (3) <u>規則第5条</u> （規則第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>工事の中止、廃止又は再開の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u>  (4) <u>規則第15条の規定に基づく軽微な変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u>  (5) 省略	13 特例条例別表 42の項第6号に規定する宅地造成等規制法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	愛媛県宅地造成等規制法施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1)・(2) 省略  (3) <u>規則第5条第2項の規定に基づく工事の概要の変更の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u>  (4) <u>規則第6条</u> （規則第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>変更等</u> の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務  (5) 省略
14～20 省略		14～20 省略	

告示

○愛媛県告示第558号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 2 columns: 新たに生じた土地の所在, 面積 (平方メートル). Rows list land parcels in Utsunomiya City with their respective areas.

○愛媛県告示第559号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 3 columns: 字の名称, 区, 域, 面積 (平方メートル). Rows list land parcels in Utsunomiya City with their respective areas.

○愛媛県告示第560号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 2 columns: 新たに生じた土地の所在, 面積 (平方メートル). Rows list land parcels in Utsunomiya City with their respective areas.

○愛媛県告示第561号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 3 columns: 字の名称, 区, 域, 面積 (平方メートル). Rows list land parcels in Utsunomiya City with their respective areas.

○愛媛県告示第562号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 2 columns: 新たに生じた土地の所在, 面積 (平方メートル). Rows list land parcels in Utsunomiya City with their respective areas.

○愛媛県告示第563号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 3 columns: 字の名称, 区, 域, 面積 (平方メートル). Rows list land parcels in Utsunomiya City with their respective areas.

○愛媛県告示第564号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 2 columns: 新たに生じた土地の所在, 面積 (平方メートル). Rows list land parcels in Utsunomiya City with their respective areas.

○愛媛県告示第 565 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
百之浦	宇和島市百之浦1297の 4、1362の 1、1362の 3、1362の 4、1364の 2 及び1364の 4 の地先公有水面埋立地		74.69
	宇和島市百之浦1261の22から1261の24まで、1262の 6、1297の 3 及び1297の 4 の地先公有水面埋立地		121.38
	宇和島市百之浦1218の 2、1219の 2、1226、1227、1233、1233の 2、1234、1234の 2、1238、1247、1256の 1 から1256の 4 まで、1257の 3、新12、新24の 1 及び新24の 2 並びに蛤375の 3、375の 5、新 3 の 2 及び新 3 の 3 の地先公有水面埋立地		595.82

○愛媛県告示第 566 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市蛤80の 9、94、95及び102の 3 の地先	319.60
宇和島市蛤108の 2、109の 1、109の 2、114の 2、115の 2、120、121の 2、660、661の 2、661の 3、672の 5、673の 3 及び新14の地先	2667.86

○愛媛県告示第 567 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
蛤	宇和島市蛤80の 9、94、95及び102の 3 の地先公有水面埋立地		319.60
	宇和島市蛤108の 2、109の 1、109の 2、114の 2、115の 2、120、121の 2、660、661の 2、661の 3、672の 5、673の 3 及び新14の地先公有水面埋立地		2667.86

○愛媛県告示第 568 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市蛤3038の36、3038の93、3038の94及び3038の99の地先	2,187.40

○愛媛県告示第 569 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
蛤	宇和島市蛤3038の36、3038の93、3038の94及び3038の99の地先公有水面埋立地		2,187.40

○愛媛県告示第 570 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市蛤3040の15の地先	8.11
宇和島市蛤3040の 7、3040の15及び3040の16の地先	39.84
宇和島市蛤3040の 7、3040の16及び3040の17の地先	187.58
宇和島市蛤3040の 7、3040の17及び3040の18の地先	699.43

○愛媛県告示第 571 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
蛤	宇和島市蛤3040の15の地先公有水面埋立地		8.11
	宇和島市蛤3040の 7、3040の15及び3040の16の地先公有水面埋立地		39.84
	宇和島市蛤3040の 7、3040の16及び3040の17の地先公有水面埋立地		187.58
	宇和島市蛤3040の 7、3040の17及び3040の18の地先公有水面埋立地		699.43

○愛媛県告示第 572 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地

は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市日振島2170の1、2170の3、2172の1、2172の4、2173、2174及び2176の地先	671.86

○愛媛県告示第573号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
日振島	宇和島市日振島2170の1、2170の3、2172の1、2172の4、2173、2174及び2176の地先公有水面埋立地		671.86

○愛媛県告示第574号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市吉田町奥浦1の2、1の5、1の9並びに南君1の4、4の3、4の4、61の2、68の2、75の2、76の2、79の2、80の3、80の4、81の1から81の4まで、84、184の2、185の1、185の4、186の4、186の6、186の7、187の2、番外1の2、番外2の2及び番外27の8の地先	3,005.72

○愛媛県告示第575号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
南君	宇和島市吉田町奥浦1の2、1の5、1の9並びに南君1の4、4の3、4の4、61の2、68の2、75の2、76の2、79の2、80の3、80の4、81の1から81の4まで、84、184の2、185の1、185の4、186の4、186の6、186の7、187の2、番外1の2、番外2の2及び番外27の8の地先公有水面埋立地		3,005.72

○愛媛県告示第576号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市吉田町法華津字ウバサコ8番耕地82の1+82の4+82の5+82の6、82の2、87の1、88の1、88の2、89の2及び89の3並びに字与村井8番耕地92の2、94の2、94の3、95の2、95の3、95の4、96の2、97の2、101の2、103の2、104の2、105の3、109の2、110の2、111の2及び167の1+167の3+167の4の地先	2,572.70

○愛媛県告示第577号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称		左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
大字名	小字名	区	域	
法華津	字与村井	宇和島市吉田町法華津字ウバサコ8番耕地82の1+82の4+82の5+82の6、82の2、87の1、88の1、88の2、89の2及び89の3並びに字与村井8番耕地92の2、94の2、94の3、95の2、95の3、95の4、96の2、97の2、101の2、103の2、104の2、105の3、109の2、110の2、111の2及び167の1+167の3+167の4の地先公有水面埋立地		2,572.70

○愛媛県告示第578号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市吉田町深浦字ゴウダ2番耕地2の1、3の4及び3の6並びに字ジョノシタ2番耕地477の2、478の1、482の1、483の1、484の1から484の3まで、487の1、488の2及び491の1の地先	1,537.23
宇和島市吉田町深浦字ムカイ1番耕地39の10、39の14及び39の15並びに字ヲラギダ1番耕地407の2、407の7、407の10、407の12、407の14及び407の16から407の18までの地先	1,841.26

○愛媛県告示第579号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称		左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
大字名	小字名	区	域	
深浦	字ゴウダ2番耕地	宇和島市吉田町深浦字ゴウダ2番耕地2の1、3の4及び3の6並びに字ジョノシタ2番耕地477の2、478の1、482の1、483の1、484の1から484の3まで、		1,537.23

	487の1、488の2及び491の1の地先公有水面埋立地	
字ムカイ1番耕地	宇和島市吉田町深浦字ムカイ1番耕地39の10、39の14及び39の15並びに字ヲヲギダ1番耕地407の2、407の7、407の10、407の12、407の14及び407の16から407の18までの地先公有水面埋立地	1,841.26

宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。  
平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する区域		摘 要
大字名	大字名	地 番	
大字坂下津	大字保手1丁目	甲418-5、甲418-6、甲422-1、甲422-2、甲424-7、甲427-1及び甲427-2	これに伴う道路、水路等を含む。

○愛媛県告示第580号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、

○愛媛県告示第581号

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2012号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号） <u>第35条第1項</u> の規定により、知事が定める法人を次のとおり定める。	愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号） <u>第34条第1項</u> の規定により、知事が定める法人を次のとおり定める。

○愛媛県告示第582号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき、第10次鳥獣保護事業計画を定めた。

第10次鳥獣保護事業計画書の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局産業経済部森林林業課及び松山地方局産業経済部久万高原森林林業課並びに西条地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班、八幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲森林林業振興班及び西予森林林業振興班並びに宇和島地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班において供覧する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第583号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、第2次愛媛県イノシシ適正管理計画を定めた。

第2次愛媛県イノシシ適正管理計画書の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局産業経済部森林林業課及び松山地方局産業経済部久万高原森林林業課並びに西条地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班、八幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲森林林業振興班及び西予森林林業振興班並びに宇和島地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班において供覧する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第584号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を拡大する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 狩猟期間を拡大する特定鳥獣の種類 イノシシ
- 2 狩猟期間を拡大する区域 愛媛県全域
- 3 拡大する狩猟期間

第2次愛媛県イノシシ適正管理計画（平成19年3月愛媛県告示第583号）の期間（平成19年4月1日から平成24年3月31日まで）内において、毎年2月16日から3月15日まで

○愛媛県告示第585号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第10項の規定により、第4次愛媛県地域保健医療計画（平成14年4月愛媛県告示第735号）を次のとおり変更し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第586号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
2783	医療法人誓生会	松 風 病 院	四国中央市土居町入野970	平成19年2月1日
2784	医療法人今井クリニック整形外科	今井クリニック整形外科	西条市丹原町今井106-1	平成19年2月5日
2785	医療法人慈空会上岡医院	医療法人慈空会上岡医院	伊予市上野937-1	平成19年3月6日

2786	医療法人 橋 医 院	医療法人橋医院	伊予市灘町136-3	平成19年 3月6日
2787	医療法人星友会	回生堂医院	西条市神拝甲591	平成19年 3月8日
2788	医療法人 サカタ産婦人科	医療法人 サカタ産婦人科	西条市下島山甲1453	平成19年 3月9日
2789	壬生真人	みぶ小児科	今治市北宝来町三丁目1-27	平成19年 3月9日
2790	久万高原町長	久万高原町国民健康保険父二峰診療所	上浮穴郡久万高原町露峰甲415-2	平成19年 3月9日
2791	久万高原町長	久万高原町国民健康保険面河診療所	上浮穴郡久万高原町苜草2474	平成19年 3月9日
2792	医療法人光雄会	林 医 院	今治市菊間町浜414	平成19年 3月15日
2793	医療法人 たくぼ眼科	医療法人 たくぼ眼科	今治市南宝来町三丁目2-9	平成19年 3月15日
10666	有限会社 ひろ調剤薬局	有限会社 ひろ調剤薬局砥部店	伊予郡砥部町高尾田635-4	平成19年 3月5日
10667	株式会社仁	やませみ薬局	新居浜市喜光地町一丁目14-10	平成19年 3月9日

534	医療法人慈風会	医療法人慈風会 河 南 病 院	今治市町谷700	平成16年 4月5日
563	川内町長	川内国民健康保険直営診療所	東温市南方261	平成16年 7月31日
601	今井陽三	今井診療所	西条市丹原町今井155	平成16年 3月25日
636	森正紀	森 医 院	西条市大町1496	平成15年 9月14日
640	丹清人	丹 病 院	今治市末広町三丁目4-10	平成8年 5月31日
652	佐々木 龍	新居浜市伝染病棟組合立泉川診療所	新居浜市下泉町二丁目7-21	昭和34年 4月1日
657	野間新也	野間内科診療所	今治市栄町二丁目1-8	昭和51年 11月17日
792	藤沢勝之	藤沢 医 院	西予市宇和町卯之町1-1283	平成19年 1月19日
799	秦雅信	秦 医 院	越智郡上島町弓削下弓削127-5	平成19年 3月12日
810	高橋山郎	高橋 内 科	西条市野之市下組51	平成15年 3月31日
813	井石澄雄	井石内科医院	新居浜市西原町一丁目1-65	平成13年 2月24日
900	松岡義鑑	松岡 医 院	伊予市灘町123-2	平成6年 10月1日
908	社団法人 新居浜市医師会	新居浜市医師会 内科小児科休日 急患診療センター	新居浜市庄内町四丁目7-17	平成19年 3月9日
982	小野田 収	小野田 外 科	今治市米屋町二丁目1-10	昭和62年 3月31日
985	田所元廣	田所耳鼻咽喉科	新居浜市徳常町9-26	平成元年 12月31日
1002	筒井武志	筒井整形外科	西条市大町弁財天706-4	平成17年 10月31日
1008	弓山 忍	弓山 外 科	西条市三津屋197-6	平成19年 3月9日
1011	浜本 博	浜本 内 科	新居浜市西の土居町二丁目6-22	平成12年 4月30日
1058	知元 勝	知元 外 科	新居浜市松神子1027-8	平成11年 12月31日
1062	高橋徳三郎	高橋 医 院	伊予市灘町188	平成14年 12月31日
1076	高島康美	高島 医 院	北宇和郡鬼北町大字下鍵山甲84-1	平成18年 4月30日
1091	橋田邦夫	橋田 医 院	伊予郡砥部町大南63	平成15年 5月31日
1099	藤野 旭	藤野 医 院	伊予郡松前町大字浜417	平成19年 3月5日
1136	村瀬哲郎	村瀬循環器科内科	今治市中日吉町二丁目7-50	平成19年 3月9日
1159	久万町長	久万町国民健康保険父二峰診療所	上浮穴郡久万高原町露峰甲420-2	平成16年 3月31日
1170	吉田茂雄	吉田 内 科	新居浜市喜光地町一丁目4-24	平成6年 7月20日
1201	立花明久	立花外科病院	新居浜市喜光地町一丁目14-12	昭和63年 1月1日
1238	鈴木 宏	鈴木 眼 科	新居浜市一宮町一丁目5-50	平成2年 4月30日
1252	吉村耕太郎	吉村 医 院	新居浜市徳常町2-41	平成元年 12月31日

○愛媛県告示第587号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
215	加藤 敬	加藤 医 院	西条市大町新町1602	平成16年 9月1日
221	松浦 博	松浦診療所	西条市大町1714	昭和52年 7月4日
225	山元幸一	木原眼科	西条市栄町3	平成13年 6月30日
229	内田 武	内田産婦人科	西条市大町810	昭和49年 2月15日
266	飯尾健太郎	飯尾診療所	西条市三津屋139	平成9年 5月26日
313	近藤俊平	近藤 医 院	新居浜市港町1-30	平成4年 4月1日
364	豊島吉男	豊島 医 院	伊予郡砥部町大南703	平成10年 3月5日
387	三宅川 通	三宅川 医 院	今治市町谷甲17-1	平成元年 12月31日
434	宇和島市長	宇和島国民健康保険日振島診療所	宇和島市日振島2-229	平成17年 7月31日
454	津島町長	津島町国民健康保険御横診療所	宇和島市津島町御内1-545	平成17年 7月31日
455	真鍋上二	真鍋 医 院	四国中央市川之江町1297	平成19年 3月16日
468	医療法人誓生会	医療法人誓生会 山内病院	四国中央市土居町入野981	平成19年 2月1日
503	和田新一	和田 医 院	西条市神拝甲511	平成11年 11月3日

1256	山本三郎	山本病院	伊予郡砥部町宮内1178-1	平成13年9月30日
1277	大野公郎	新田診療所	新居浜市新田町一丁目9-9	昭和49年8月1日
1325	山崎三千年	山崎歯科医院	西条市三津屋50-6	昭和55年12月31日
1333	井上力	井上整形外科医院	四国中央市三島中央五丁目5-8	平成19年3月15日
1358	フジボウ愛媛株式会社	壬生川工場診療所	西条市大新田272	平成14年3月31日
1365	松浦裕	松浦皮膚科	西条市大町1714	平成元年3月30日
1371	堀江修一郎	堀江歯科医院	西条市大町北ノ丁1493	平成7年1月31日
1481	穴戸豊史	穴戸医院	宇和島市堀端町2-7	平成3年1月31日
1493	白石昌之	白石循環器科	四国中央市金生町下分794-1	平成19年3月8日
1521	面河村長	面河村国民健康保険診療所	上浮穴郡久万高原町木山野11番耕地108第1	昭和56年3月31日
1547	星加照毅	回生堂医院	西条市神拝西新町甲591	平成12年1月31日
1573	飯尾久	飯尾耳鼻咽喉科内科	西条市北条761	平成19年3月6日
1551	日野幸子	日野歯科医院	東温市牛淵1952-1	平成8年4月1日
1622	林雄司	林医院	今治市菊間町浜408	平成9年3月31日
1648	医療法人萌生会	医療法人萌生会稲田整形外科医院	伊予市米湊815-1	平成19年3月2日
1726	野村歌子	野村医院	伊予郡砥部町重光275-1	平成11年2月12日
1733	加藤一	加藤医院	新居浜市松原町12-44	平成8年3月10日
1748	医療法人社団いよ整形外科	いよ整形外科	伊予市米湊870-1	平成19年3月12日
1750	医療法人社団重信クリニック	重信クリニック	東温市志津川246-6	平成19年3月3日
1764	医療法人誠志会	医療法人誠志会砥部病院	伊予郡砥部町麻生40-1	平成19年2月28日
1777	社団法人新居浜市医師会	新居浜市医師会診療所	新居浜市庄内町四丁目7-54	平成19年3月9日
1824	河辺憲郎	河辺整形外科	伊予郡松前町大字浜858	平成3年2月1日
1833	医療法人梶原医院	梶原医院	伊予市双海町上灘甲5783	平成18年12月31日
1835	医療法人社団兵頭内科	兵頭内科	伊予郡松前町大字筒井字中須賀355	平成19年2月19日
1843	医療法人泉内科	泉内科	東温市南方1595-2	平成19年3月2日
1884	上田格	上田医院	新居浜市中村二丁目8-58	平成19年3月7日
1923	医療法人徳善会	松岡整形外科医院	四国中央市川之江町329-1	平成19年2月28日
1961	佐々木健一郎	広仁医院	今治市中日吉町一丁目5-23	平成19年2月28日
2043	医療法人加地医院	加地医院	四国中央市三島中央三丁目11-6	平成19年3月7日

2095	医療法人徳仁会	矢部内科	四国中央市三島宮川四丁目6-71	平成19年3月15日
2156	大坪公明	大坪医院	四国中央市三島中央五丁目1-20	平成19年3月1日
2160	佐伯英司	永野医院駅前診療所	西条市小松町新屋敷甲360-1	平成8年12月31日
2163	面河村長	面河村国民健康保険診療所	上浮穴郡久万高原町洪草2474	平成16年7月31日
2233	吉井隆志	吉井歯科クリニック	四国中央市金生町下分1304	平成19年3月10日
2280	田窪一徳	たくぼ眼科	今治市南宝来町三丁目2-9	平成17年11月30日
2291	医療法人高木耳鼻咽喉科	高木耳鼻咽喉科	四国中央市下柏町681-1	平成19年3月13日
2293	東岡佳勝	東岡整形外科	伊予郡松前町恵久美茂塚670-1	平成10年4月30日
2294	橋秀樹	橋医院	伊予市灘町136-3	平成19年3月6日
2303	林雅郎	はやし外科クリニック	新居浜市萩生岸の下1191	平成10年2月28日
2323	佐竹政志	さたけ歯科	伊予郡松前町北黒田657	平成19年2月8日
2327	鷺見信清	すみ整形外科リハビリ科	新居浜市土橋一丁目12-43	平成10年5月30日
2333	佐伯英司	こまつ医院	西条市小松町新屋敷甲2890	平成19年3月9日
2366	上岡清隆	上岡医院	伊予市上野937-1	平成13年11月26日
2388	吉崎健一	吉崎医院	四国中央市金生町山田井98	平成19年3月13日
2488	吉松泰彦	吉松外科医院	新居浜市田所町3-5	平成19年3月8日
2492	菅昇	直瀬クリニック	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2881-1	平成19年3月5日
2493	菅昇	畑野川クリニック	上浮穴郡久万高原町下畑野川甲370-2	平成19年3月5日
2508	小西省三	こにし心療クリニック	伊予市灘町306	平成19年3月15日
2510	井上徹	しんとう内科医院	四国中央市寒川町2522	平成19年3月5日
2512	坂田圭司	サカタ産婦人科	西条市下島山甲1453	平成15年10月30日
2546	医療法人一早会	おおたに皮フ科	四国中央市中之庄町400-1	平成19年3月15日
2554	医療法人吉村内科	吉村医院	上浮穴郡久万高原町柳井川849-2	平成19年3月5日
2564	医療法人敬史整形外科	敬史整形外科	伊予市上野781-3	平成19年3月30日
2610	壬生真人	みぶ小児科	今治市北宝来町三丁目2-21	平成16年4月1日
2611	井上由文	井上整形外科クリニック	四国中央市金生町山田井1223	平成19年3月16日
2652	医療法人和田眼科	和田眼科	四国中央市中之庄町64-1	平成19年3月16日
2661	松岡伸幸	松岡歯科医院	四国中央市川之江町330-1	平成19年3月15日
854	丹義夫	丹薬局	新居浜市泉池町11-18	昭和57年3月4日

2090	株式会社 ガレノス	庄内調剤薬局	新居浜市庄内町一丁目14-35	平成19年 3月30日
10012	岡本道良	岡本薬局	新居浜市中村2572-1	昭和60年 3月9日
10013	有限会社 新居浜薬局	有限会社 新居浜薬局	新居浜市新田町1-2	昭和62年 9月25日
10018	真鍋達二郎	ハルキヤ薬局	新居浜市西原町一丁目3-16	平成14年 12月29日
10024	印南正子	印南薬局	新居浜市垣生222	平成11年 12月31日
10031	桧垣喜司馬	安心堂薬局	今治市大浜丙473	昭和47年 10月9日
10034	木本昭二	木本薬局	今治市菊間町大字浜甲1553	平成11年 4月30日
10041	久保カツミ	久保薬局	新居浜市北内町1-2029	平成13年 11月20日
10048	河端久	河端薬局	新居浜市清水町1-10	平成10年 7月10日
10056	住村晃	すみむら薬局	今治市大西町宮脇甲1468第2	平成10年 3月31日
10058	辻田龍一	ツヂタ薬局	今治市共栄町三丁目3-2	平成元年 10月20日
10065	鴨頭シヅ子	鴨頭薬局	今治市栄町四丁目2-26	昭和63年 4月25日
10069	児玉富子	コダマ薬局	四国中央市川之江町1884-1	平成19年 3月8日
10082	大宮小町	大宮薬局	今治市南大門町四丁目3	平成元年 10月6日
10088	水尾晴文	水尾薬局	今治市波止浜273-89	平成19年 3月10日
10090	豊川武	豊川薬局	新居浜市沢津町三丁目1-42	平成8年 3月31日
10115	青野高子	大阪屋薬局	西条市丹原町丹原240	平成9年 12月31日
10127	丸山初恵	明治堂薬局	今治市別宮町八丁目1-52	平成19年 3月9日
10160	越智康博	越智薬局	新居浜市徳常町9-18	平成5年 9月30日
10171	有限会社 エビスヤ薬局	エビスヤ薬局重信店	東温市志津川171セブンスター重信店内	平成17年 7月31日
10268	有限会社ひだか	よこがわら薬局	東温市横河原342	平成19年 3月6日
10308	有限会社 ひまわり薬局	ひまわり薬局	伊予郡松前町大字恵久美793-3	平成11年 7月31日
10325	清水玲子	清水薬局	四国中央市金生町下分521-3	平成19年 3月12日
10326	有限会社 スズキ化粧品	スズキ薬局	四国中央市三島宮川三丁目7-20	平成18年 12月24日
10327	熊谷昌則	衛生堂薬局	四国中央市川之江町2026-9	平成19年 3月15日
10334	ニック調剤薬局 有限会社	ニック調剤薬局 伊予店	伊予市灘町16-7	平成18年 11月18日
10392	渡部雄二	ひろ調剤薬局砥部店	伊予郡砥部町高尾田635-4	平成12年 8月1日
10437	和田雅之	和田薬局	今治市菊間町浜879	平成19年 3月8日
10444	有限会社 しみず薬局	しみず薬局	四国中央市村松町158-1	平成19年 3月5日

10469	浅野雅司	くすりの貯金箱 ヘルシーポケット トアサノ薬局	四国中央市三島宮川三丁目10-23	平成19年 3月14日
10493	株式会社トマト	トマト薬局新須賀店	新居浜市新須賀町四丁目15-18	平成14年 6月30日
10573	株式会社 スエトップ	くすの木薬局	四国中央市中之庄町398-2	平成19年 3月14日
10614	株式会社 スエトップ	しんぐう薬局	四国中央市新宮町新宮50	平成19年 3月14日

○愛媛県告示第588号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	新名称	旧名称	所在地	変更年月日
736	村上内科・皮膚科医院	村上医院	西条市小松町妙口甲352	平成16年 4月9日
793	大植医院	大植外科医院	今治市中日吉二丁目3-25	昭和62年 10月1日
1663	こんどう外科内科胃腸科クリニック	近藤外科	新居浜市田所町4-70	平成18年 10月1日
1734	医療法人隆典会片木脳神経外科	医療法人社団片木脳神経外科	今治市別名274	平成6年 3月18日
1990	穴戸脳神経クリニック	穴戸医院	宇和島市堀端町2-7	平成12年 5月1日
2003	萩山医院寿レディースクリニック	萩山医院	宇和島市寿町一丁目4-5	平成18年 2月10日
2200	医療法人青峰会真網代くじらりハピリテーション病院	医療法人青峰会真網代くじら病院	八幡浜市真網代甲29-5	平成12年 4月1日
2353	住吉内科クリニック	住吉内科医院	新居浜市新須賀町二丁目9-2	平成12年 1月4日
2396	医療法人光佑会くろた病院	医療法人光佑会黒田病院	伊予郡松前町大字神崎586	平成16年 3月19日

○愛媛県告示第589号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	辞退年月日
141	和田晃直	和田医院	四国中央市川之江町1746	平成19年 3月31日
397	伊藤薫子	伊藤医院	上浮穴郡久万高原町有枝3188	平成19年 3月31日
805	鴨頭安行	鴨頭医院	今治市大西町新町甲535	平成19年 3月31日
1078	真鍋豊彦	マナベ小児科	新居浜市西町7-3	平成19年 3月31日
1202	越智信彌	越智内科神経科	今治市旭町三丁目2-2	平成19年 3月31日
1236	大王製紙健康保険組合	大王製紙健康管理室	四国中央市三島朝日一丁目9-2	平成19年 3月31日

1292	医療法人光風会	医療法人光風会 永井病院	伊予市灘町66	平成19年 3月31日
1355	仲田能孝	仲田医院	伊予市下吾川1494	平成19年 3月31日
2270	医療法人 青野医院	医療法人 青野医院	四国中央市土居町津 根1906 - 1	平成19年 3月31日
2334	川上郁夫	川上こどもクリ ニック	四国中央市金生町山 田井895 - 2	平成19年 3月31日
2681	医療法人 かく整形外科	ふく整形外科	四国中央市土居町中 村1245	平成19年 3月31日

10103	仲田酒造株式会 社	まさき調剤専門 薬局	伊予郡松前町大字浜 389	平成19年 3月31日
10159	千葉隆子	千葉薬局	新居浜市東田二丁目 甲1841 - 1	平成19年 3月31日
10418	辻田二郎	ツチタ薬局	今治市共栄町三丁目 3 - 2	平成19年 3月31日
10496	有限会社 メデシス西条	ハート調剤薬局	西条市大町773 - 1	平成19年 3月31日

○愛媛県告示第 590 号

結核予防事業費補助金交付規程（昭和43年 6月愛媛県告示第 593 号）の一部を次のように改正し、平成19年 4月 1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助金の交付）</p> <p><b>第 1 条</b> 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の 2 第 1 項の規定による定期の健康診断（市町及び事業者が行う健康診断を除く。以下「結核予防事業」という。）に要した費用に対し、法第60条第 1 項の規定により、毎年度予算の範囲内で、別に定める基準に従つて算出した額の補助金を学校又は施設の設置者（以下「設置者」という。）に交付するものとし、その交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第 1 項の中核市の区域内にある学校又は施設で行つた結核予防事業に要した費用については、この限りでない。</p> <p>（交付申請）</p> <p><b>第 2 条</b> 設置者は、前条の補助金の交付を受けようとするときは、結核予防事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める期限までに知事に提出しなければならない。</p> <p>（変更交付申請）</p> <p><b>第 4 条</b> 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた結核予防事業（以下「補助事業」という。）に要する費用の総額に変更が生じたときは、結核予防事業費補助金変更交付申請書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（実績報告）</p> <p><b>第 5 条</b> 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに結核予防事業実績報告書（様式第 3 号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	<p>（補助金の交付）</p> <p><b>第 1 条</b> 県は、結核予防法（昭和26年法律第96号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項 _____ の規定による定期の健康診断（市町及び事業者が行う健康診断を除く。以下「結核予防事業」という。）に要した費用に対し、法第56条 _____ の規定により、毎年度予算の範囲内で、別に定める基準に従つて算出した額の補助金を学校又は施設の設置者（以下「設置者」という。）に交付するものとし、その交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第 1 項の中核市の区域内にある学校又は施設で行つた結核予防事業に要した費用については、この限りでない。</p> <p>（交付申請）</p> <p><b>第 2 条</b> 設置者は、前条の補助金の交付を受けようとするときは、結核予防事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）を知事 _____ に提出しなければならない。</p> <p>（概算払の請求）</p> <p><b>第 4 条</b> 設置者は、補助金の概算払を受けようとするときは、結核予防事業費補助金概算払請求書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（概算払）</p> <p><b>第 5 条</b> 知事は、前条の請求書を受理した場合において必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することがある。</p> <p>（変更交付申請）</p> <p><b>第 6 条</b> 設置者は、 _____ 結核予防事業 _____ に要する費用の総額に変更が生じたときは、結核予防事業費補助金変更交付申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。</p>

(交付請求)

**第6条** 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、結核予防事業費補助金交付請求書(様式第4号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第7条** 知事は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(交付請求)

**第7条** 設置者は、結核予防事業が完了したときは、速やかに結核予防事業費補助金交付請求書(様式第4号)及び結核予防事業実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

様式第2号を削り、様式第3号中「第6条」を「第4条」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号を削り、様式第5号中「第7条」を「第5条」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

結核予防事業費補助金交付請求書

年 第 号  
月 日

愛媛県知事 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

¥ \_\_\_\_\_

ただし、 年 月 日付け愛媛県指令 第 号による結核予防事業費補助金

○愛媛県告示第591号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに八幡浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出 年月日
フジグラン八幡浜	八幡浜市江戸岡1252-9	大規模小売店舗の名称	フジ八幡浜店	フジグラン八幡浜	平成19年 3月1日	平成19年 3月2日
		大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	
	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、株式会社四国フジパン、株式会社キタムラ、翠紅園	株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、九州フジパンストア株式会社、株式会社キタムラ、翠紅園		平成18年 8月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第592号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する 年月日	届出 年月日
バルティ・フジ東予B	西条市東予周布713番1外	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3箇所	5箇所	平成19年 3月2日	平成19年 3月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 593 号

農地整備関係災害防止施設事業補助金交付規程（昭和31年11月愛媛県告示第 775 号）の一部を次のように改正し、平成19年 4月 1 日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

様式第 1 号中「様式第 1 号」を「様式第 1 号（第 3 条関係）」に、「事業主体名および」を「事業主体名及び」に改め、同様式注中「および」を「及び」に、「(7)」を「(4)」に改める。

様式第 4 号注 2 及び様式第 8 号注 2 中「(7)」を「(4)」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
事業	事業細目	補助率	事業	事業細目	補助率
(1) 省略			(1) 省略		
(2) 省略			(2) 老朽ため池事業	老朽ため池補強工事	工事費の100分の50以内(離島にあつては、100分の60以内)
(3) 省略			(3) 湖岸堤防事業	湖岸堤防補強工事	工事費の100分の50以内
(4) 省略			(4) 土砂崩壊防止事業	土砂崩壊防止に関する工事	事業対象が公共的施設に係る分にあつては、3分の2以内 その他の事業にあつては、2分の1以内
(5) (2)～(4)の事業に係る地方事務費	省略		(5) 省略		
			(6) 省略		
			(7) 省略		
			(8) (2)～(7)の事業に係る地方事務費	省略	

○愛媛県告示第 594 号

愛媛県団体営土地改良事業補助金交付規程（昭和53年 2月愛媛県告示第 175 号）の一部を次のように改正し、平成19年 4月 1 日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(補助対象事業等)</u></p> <p><u>第 2 条 補助金の交付の対象となる経費は調査設計に要する経費とし、その補助率は100分の50以内とする。</u></p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第 3 条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、団体営土地改良事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>(補助対象事業の種目等)</p> <p>第 2 条 補助金の交付の対象となる事業の種目及び経費並びにこれらに対する補助率は、別表のとおりとする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第 3 条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、団体営土地改良事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

(3) 設計費明細書

(事業の変更)

**第5条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業に要する経費の総額を変更しようとするときは、団体営土地改良事業変更承認申請書（様式第4号）に、第3条各号に掲げる書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

**第10条** 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の補助事業が完了したとき（第8条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに団体営土地改良事業実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 収支精算書（様式第11号）(5) 出来高設計費明細書

(補助金の額の決定及び請求)

**第11条** 省略

2 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、団体営土地改良事業補助金請求書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

(3) 実施設計書（土地改良総合整備事業の調査設計については、設計費明細書）

(事業の変更)

**第5条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、団体営土地改良事業変更承認申請書（様式第4号）に、第3条各号に掲げる書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 工事に要する経費の総額の増減(2) 工事に要する経費のうち、工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用(3) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減(4) 工種の新設、変更又は廃止

(補助事業の実績報告)

**第10条** 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の補助事業が完了したとき（第8条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに団体営土地改良事業実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 残材料調書（様式第11号）(5) 収支精算書（様式第12号）(6) 出来高設計書（土地改良総合整備事業の調査設計については、出来高設計費明細書）

(補助金の額の決定及び請求)

**第11条** 省略

2 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、団体営土地改良事業補助金請求書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

別表を削る。

様式第2号を次のように改める。

## 経費の配分及び事業計画の概要

事業名	事業名	本 年 度							備考		
		地区名等	工種	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			
								県費		市町費	土地改良区 その他
地区番号			円	円	%	円	円	円			
地区名											
事業主体名											
関係市町名											
	計										

- 注 1 団体営土地改良事業変更承認申請書又は団体営土地改良事業実績報告書に添付する場合は、申請と変更申請又は実績とが比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 備考欄には、受益面積、施行年度並びに当該年度の工事の着手及び完了の予定年月を記載すること。

様式第3号中「

工事費	円	円	円
事務費			

」を「

事業費	円	円	円
-----	---	---	---

」に改める。

様式第7号中「

工事費	円	円	円
事務費			

」を「

事業費	円	円	円
-----	---	---	---

」に、

「

工事費	円	円	円	%
-----	---	---	---	---

」を「

事業費	円	円	円	%
-----	---	---	---	---

」に改め、

「

小計				
事務費				

」を削る。

様式第11号を削り、様式第12号中「

工事費	円	円	円
事務費			

」を「

事業費	円	円	円
-----	---	---	---

」に改

め、同様式を様式第11号とする。

様式第13号を様式第12号とする。

○愛媛県告示第595号

県費の補助にかかる土地改良事業検査規程（昭和30年9月愛媛県告示第626号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

第5条第1項中「吏員」を「職員」に改める。

様式中「様式」を「様式（第5条関係）」に改め、同様式（表）中「土地改良事業検査規程」を「土地改良事業検査規程（昭和30年9月愛媛県告示第626号）」に、「㊦」を「㊧」に、「縦8.5センチメートル 横6.3センチメートル」を「縦6.3センチメートル 横8.5センチメートル」に改める。

○愛媛県告示第596号

土地改良事務助成規程（昭和30年10月愛媛県告示第680号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

第4条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

○愛媛県告示第597号

農地整備関係災害防止施設事業補助金交付規程（昭和31年11月愛媛県告示第775号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

第11条中「当該県吏員」を「当該職員」に改める。

○愛媛県告示第598号

愛媛県単独土地改良事業補助金交付規程（昭和32年12月愛媛県告示第906号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

第12条中「当該県吏員」を「当該職員」に改める。

○愛媛県告示第599号

農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付規程（昭和37年3月愛媛県告示第255号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日

から施行する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

第12条中「当該県吏員」を「当該職員」に改める。

○愛媛県告示第600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市吉井土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（単独補助土地改良事業（かんがい排水）・石田地区）の施行を平成19年3月16日認可した。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第601号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・岩川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・岩川地区）計画書の写し

(2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成19年4月2日から4月27日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第602号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・高山地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・高山地区）  
計画書の写し
  - (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の  
写し
- 2 縦覧期間  
平成19年4月2日から4月27日まで
  - 3 縦覧場所  
久万高原町役場

**○愛媛県告示第603号**

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・高山地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業（農地保全事業・高山地区）計画書の写し
  - (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の  
写し
- 2 縦覧期間  
平成19年4月2日から4月27日まで
- 3 縦覧場所  
久万高原町役場

**○愛媛県告示第604号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・麓地区）の施行に平成19年3月22日同意した。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第605号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・本村1団地地区）の施行に平成19年3月22日同意した。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第606号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・畦々地区）の施行に平成19年3月22日同意した。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第607号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地

改良事業（農道）・本村地区）の施行に平成19年3月22日同意した。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第608号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・広見上組地区）の施行に平成19年3月16日同意した。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第609号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・父野川下地区）の施行に平成19年3月16日同意した。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第610号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・御荘長洲地区）の施行に平成19年3月16日同意した。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第611号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・豊田地区）の施行に平成19年3月16日同意した。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第612号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定に基づき、平成14年5月31日に定めた愛媛県防除実施基準の一部を変更した。

変更後の愛媛県防除実施基準に係る図書は、愛媛県農林水産部森林局森林整備課並びに各地方局産業経済部森林林業課並びに西条地方局産業経済部森林林業課四国中央駐在、松山地方局産業経済部久万高原森林林業課、八幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲駐在及び西予駐在並びに宇和島地方局産業経済部森林林業課愛南駐在において縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

**○愛媛県告示第613号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の

規定に基づき平成14年5月31日に指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の一部を変更した。

変更後の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域に係る図書は、愛媛県農林水産部森林局森林整備課並びに各地方局産業経済部森林林業課並びに西条地方局産業経済部森林林業課四国中央駐在、松山地方局産業経済部久万高原森林林業課、八幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲駐在及び西予駐在並びに宇和島地方局産業経済部森林林業課愛南駐在において縦覧に供する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 614 号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（昭和30年 3月愛媛県告示第222号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、平成19年度事業から適用する。ただし、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年 8月11日47林野政第640号農林事務次官通達）に基づき平成18年度以前に採択された林道に関する事業に係る補助金については、平成23年度（市町にあっては、平成20年度）までは、なお従前の例による。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第 2 条中「昭和47年 8月11日47林野政第 640 号農林事務次官通達」を「昭和47年 8月11日付け47林野政第 640 号農林事務次官通知」に改める。

別表第 1 1 の表補助率の欄を次のように改める。

基準	補助率	
	率	
	市町	市町以外
当該事業に係る事業費（林道に関する事業のため直接必要な工事費及び事務雑費の合計額をいい、工事の施工に付随する用地費、補償費その他間接的な経費は、含まない。以下同じ。）	10分の5.5以内	10分の6以内
同	10分の6以内	10分の6.5以内
同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
同	同	10分の6以内
同	同	10分の5.5以内
同	同	10分の6以内
同	10分の5以内	10分の5以内
同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
同	同	10分の6以内
同	10分の6以内	10分の6.5以内
同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
同	同	10分の6以内
同	同	10分の5.5以内
同	同	10分の6以内

同	10分の5以内	10分の5以内
同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
同	同	同
同	10分の3.5以内	10分の3.5以内
同	10分の5.5以内	10分の6以内
同	10分の6以内	10分の6.5以内
同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
同	同	10分の6以内
同	同	10分の5.5以内
同	同	10分の6以内
同	10分の5以内	10分の5以内
同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
同	10分の3.5以内	10分の3.5以内
同	同	同
同	10分の5.5以内	10分の6以内
同	10分の6以内	10分の6.5以内
同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
同	同	10分の6以内
同	同	10分の5.5以内
同	10分の3.5以内	10分の3.5以内

別表第 1 2 の表補助率の欄を次のように改める。

基準	補助率	
	率	
	市町	市町以外
当該事業に係る事業費	10分の5.5以内	4分の3以内
同	10分の5以内	3分の2以内
同	10分の6.5以内	10分の6.5以内
同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
同	60分の23以内	60分の23以内

別表第 1 4 の表補助率の欄を次のように改める。

基準	補助率	
	率	
	市町	市町以外
当該事業に係る事業費	10分の6以内	
同	10分の5.5以内	
同	10分の6以内	10分の6.5以内
同	10分の5.5以内	10分の6以内
同	同	10分の5.5以内
同	10分の3.5以内	10分の3.5以内
同	10分の5.5以内	10分の6以内
同	10分の5以内	10分の5.5以内
同	10分の5.5以内	10分の6以内
同	10分の5以内	10分の5.5以内
同	10分の6以内	10分の6.5以内



松くい虫伐採跡地駆除	松伐採跡地にある根株をはく皮し、枝条及び樹皮の集積、焼却、又ははく皮焼却に代り、薬剤を散布するもので駆除面積30アール以上のもの	同
省略		
松くい虫薬剤駆除（航空機利用）	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林に航空機を利用して薬剤散布を行うもので駆除面積5ヘクタール以上のもの	同
省略		
野ねずみ駆除	野ねずみによる被害林に殺そ剤を散布するもので駆除面積5ヘクタール以上のもの	同
省略		
野うさぎ等駆除	野うさぎその他森林に被害を与える獣類（野ねずみを除く。以下「野うさぎ等」という。）による被害林においてわな等で野うさぎ等を駆除するもので、駆除面積が1ヘクタール以上又は知事が特に示す規模以上のもの	査定額の $\frac{1}{2}$ 以内
松くい虫感染源除去	松くい虫が付着するおそれがある樹木の伐倒及び整理を行うもの	同
松くい虫駆除被害防止対策	松くい虫薬剤駆除（航空機利用）に伴う被害防止のため、養ほう群を移動するもので、薬剤散布を行う松林の周辺おおむね2キロメートル以内に定置されている養ほう群を対象とするもの	同
省略		
樹幹注入剤による松林保全対策	松くい虫が運ぶ線虫類による枯死を予防するため、松の生立木に樹幹注入剤の施用を行うもの	査定額の $\frac{3}{4}$ 以内
貸付用防除機具等の整備	地域の主体的な森林病虫害等の防除活動を促進するため、移動式チップパー、移動式炭化炉、簡易チップパー等被害木等を搬出し、又は処理するための機器、薬剤防除のための動力噴霧器その他の貸付用の防除機具及びこれに附帯する機具等の整備を行うもの	査定額の $\frac{1}{2}$ 以内

（事業の実行）

第5条 補助事業者は、事業実行につき、当該職員（当該職員）の指示に従わなければならない。

松くい虫伐採跡地駆除	松伐採跡地にある根株をはく皮し、枝条及び樹皮の集積、焼却、又ははく皮焼却に代り、薬剤を散布するもので駆除面積30アール以上のもの	査定額の $\frac{2}{2}$ 以内
省略		
松くい虫薬剤駆除（航空機利用）	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林に航空機を利用して薬剤散布を行うもので駆除面積5ヘクタール以上のもの	査定額の $\frac{3}{4}$ 以内
省略		
野ねずみ駆除	野ねずみによる被害林に殺そ剤を散布するもので駆除面積5ヘクタール以上のもの	査定額の $\frac{1}{2}$ 以内
省略		
野うさぎ等駆除	野うさぎその他森林に被害を与える獣類（野ねずみを除く。以下「野うさぎ等」という。）による被害林においてわな等で野うさぎ等を駆除するもので、駆除面積が1ヘクタール以上又は知事が特に示す規模以上のもの	査定額の $\frac{3}{4}$ 以内
松くい虫感染源除去	松くい虫が付着するおそれがある樹木の伐倒及び整理を行うもの	査定額の $\frac{2}{2}$ 以内
松くい虫駆除被害防止対策	松くい虫薬剤駆除（航空機利用）に伴う被害防止のため、養ほう群を移動するもので、薬剤散布を行う松林の周辺おおむね2キロメートル以内に定置されている養ほう群を対象とするもの	査定額の $\frac{3}{4}$ 以内
省略		
樹幹注入剤による松林保全対策	松くい虫が運ぶ線虫類による枯死を予防するため、松の生立木に樹幹注入剤の施用を行うもの	同
貸付用防除機具等の整備	地域の主体的な森林病虫害等の防除活動を促進するため、移動式チップパー、移動式炭化炉、簡易チップパー等被害木等を搬出し、又は処理するための機器、薬剤防除のための動力噴霧器その他の貸付用の防除機具及びこれに附帯する機具等の整備を行うもの	同

（事業の実行）

第5条 補助事業者は、事業実行につき、当該吏員（当該吏員）の指示に従わなければならない。

○愛媛県告示第616号

愛媛県次代検定林設定事業補助金交付規程（昭和45年10月愛媛県告示第969号）は、告示の日限り廃止する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第617号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第3号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められ、コイの持ち出しの制限をする水域を次のとおり定めたので、公表する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

- (1) 御舟川水系（御舟川）、新町川水系（新町川、本陣川）及び新川水系（新川）並びにこれらと接続一体をなす内水面
- (2) 愛媛県と高知県の県境から上流の渡川水系（広見川、目黒川及び家地川の本支流）及びこれと接続一体をなす内水面
- (3) 大曲川及び新川の本支流並びにこれらと接続一体をなす用排水路
- (4) 西条市北条新田遊水池並びに崩口川及び一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続一体をなす用排水路

○愛媛県告示第 618 号

愛媛県土木工事共通仕様書(平成18年 6月愛媛県告示第 986 号)の一部を次のように改正し、平成19年 4月 1日から施行する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(「次のように」は、省略し、改正後の愛媛県土木工事共通仕様書は、愛媛県庁並びに各地方局産業経済部、建設部及び土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 619 号

愛媛県工事検査規程(昭和63年 4月愛媛県告示第 509 号)の一部を次のように改正し、平成19年 4月 1日から施行する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第 8 条第 2 項中「技術吏員」を「職員」に改める。

○愛媛県告示第 620 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

光明寺 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 21 号までを順次結んだ線及び標柱 21 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	地 番	標 柱	
新居浜市	七宝台町	甲 291 番	1 号
		乙 73 番 1	2 号
		乙 73 番 1	3 号
		乙 73 番 1	4 号
		乙 73 番 1	5 号
		乙 73 番 48	6 号
		乙 65 番 1	7 号
		乙 65 番 66	8 号
		甲 2375 番 199	9 号
		乙 65 番 1	10 号
		乙 65 番 1	11 号
		乙 65 番 1	12 号
		乙 65 番 1	13 号
		乙 65 番 1	14 号

市 町	地 番	標 柱
光明寺 1 丁目	乙 65 番 1	15 号
	乙 65 番 1	16 号
	甲 476 番	17 号
	甲 477 番	18 号
	甲 362 番 3	19 号
	甲 332 番 3	20 号
	甲 285 番 4	21 号

向山

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 14 号までを順次結んだ線及び標柱 14 号と標柱 1 号を市道キビジリ団地内線 2 山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町	地 番	標 柱	
今治市	大西町九王	甲 1244 番 22	1 号
		甲 1244 番 25	2 号
		乙 295 番	3 号
		乙 295 番	4 号
		乙 295 番	5 号
		乙 295 番	6 号
		甲 2688 番	7 号
		甲 1154 番	8 号
		乙 228 番 1	9 号
		乙 228 番 1	10 号
		乙 228 番 1	11 号
		乙 292 番	12 号
		乙 292 番	13 号
		甲 1248 番 4	14 号

中央

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 14 号までを順次結んだ線及び標柱 14 号と標柱 1 号を県道西土佐松野線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町	大 字	地 番	標 柱
松野町	目黒	2135 番 2	1 号
		2135 番 2	2 号
		2135 番 2	3 号
		2135 番 1	4 号
		2135 番 1	5 号
		2148 番 2	6 号
		2148 番 2	7 号
		2148 番 2	8 号
		2148 番 2	9 号
		2148 番 2	10 号
		2148 番 2	11 号
		2148 番 2	12 号
		342 番 1	13 号
		341 番	14 号

河合（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和58年 3月愛媛県告示第 454 号)河合の項で指定した標柱 1 号、標柱 7 号及び標柱 6 号を順次結んだ

線、標柱 6 号と次に掲げる地番の土地に存する標柱15号と標柱16号を結んだ線並びに標柱16号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
久万高原町	中組	3170番	15号
		3159番	16号

太郎宮（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成15年12月愛媛県告示第2356号）太郎宮（追加）の項で指定した標柱20号と標柱19号を結んだ線、標柱19号と次に掲げる地番の土地に存する標柱25号から標柱28号までを順次結んだ線及び標柱28号と標柱20号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
大洲市	西大洲	椎ノ森	甲1944番	25号
			甲1944番	26号
			甲1944番	27号
			甲1962番	28号

深浦（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和47年 8月愛媛県告示第 803号）深浦の項で指定した標柱 7号と標柱 6号を結んだ線、標柱 6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線及び標柱10号と標柱 7号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
愛南町	深浦	184番	10号

○愛媛県告示第 621 号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5項の規定に基づき、中島港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
緑 地	松山市小浜甲2823番 2	面積 17,089.93平方メートル

○愛媛県告示第 623 号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	丹原小松線	西条市小松町新屋敷字元和甲986番 5 から 同字甲981番 1 まで	平成19年 3月30日

○愛媛県告示第 622 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成19年 3月30日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

松山市御宝町 119 番 1

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

西条市大新田 275 番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ昭和45年 9月24日付け愛媛県指令第 448号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.85メートルにより決定）により囲まれた区域

基点（西条市大新田 272 番地富士紡績四等三角点）は、北緯 33度56分37秒7269、東経 133 度05分35秒0488の地点

①の地点は、基点から真北10度02分30秒511.04メートルの地点

②の地点は、①の地点から真北45度37分39秒157.97メートルの地点

③の地点は、②の地点から真北 136 度47分29秒 34.97メートルの地点

④の地点は、③の地点から真北 226 度11分40秒167.35メートルの地点

(3) 面積

1 工区 5,541.58平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年 9月 7日 愛媛県指令港第 129号

4 しゅん功認可年月日

平成18年 3月30日

## ○愛媛県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市小松町新屋敷字元和甲989番7から 同字甲978番5まで	平成19年3月30日

## ○愛媛県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西条市城川町土居149番8から 同町土居1348番2まで	平成19年3月30日

## ○愛媛県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町本川1884番6から 同町本川1897番2まで	旧	メートル 5.6~9.0	キロメートル 0.102	
			新	8.0~22.6	0.102	

## ○愛媛県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町本川1884番6から 同町本川1897番2まで	平成19年3月30日

## ○愛媛県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山2790番2から 同町立山2059番まで	旧	メートル 3 3~6 8	キロメートル 1.003	
			新	3 3~144 8 4 4~144 8	0.819 0.767	

## ○愛媛県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山2549番3から 同町立山2554番3まで	平成19年3月30日

## ○愛媛県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町岩渕丁295番1地先	旧	メートル 5 5~6 5	キロメートル 0.008	
			新	10 5~12 5	0.008	

## ○愛媛県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町岩渕丁295番1地先	平成19年3月30日

## ○愛媛県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町城辺甲2031番地先から 同町城辺甲228番3まで	旧	メートル 6 0~12 4	キロメートル 1.081	
			新	0	0	

○愛媛県告示第 633 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町上大道1025番 1 地先から 同町上大道1028番 7 まで	旧	メートル 10.0~64.8 4.0~31.0	キロメートル 0.150 0.447	
			新	8.0~60.0	0.150	

○愛媛県告示第 634 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町大成川574番地先から 同町大成川216番 5 まで	旧	メートル 11.8~29.3 3.7~21.7	キロメートル 0.132 0.160	
			新	11.8~29.3	0.132	

○愛媛県告示第 635 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路 線 名	工 事 区 間	工事の 種 類	工事の完了の日
西 予 市	市 道	古市土居線	西予市城川町土居1454番 4 から 同市城川町土居1363番まで	改 築	平成19年 3月30日

○愛媛県告示第 636 号

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 指定する道路

道路の種類	路 線 名	区 間	指定する期日
一 般 国 道	194号	西条市藤之石寒風山内高知県境から 同市中野字楠甲470番10地先まで	平成19年 4月 1 日
県 道	壬生川新居浜野田線	新居浜市磯浦町乙1848番 1 から 同市繁本町甲728番 6 地先まで	”

2 通行方法

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行

するとともに、道路に隣接する施設等に入出するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○愛媛県告示第 637 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 638 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 639 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 640 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づ

○愛媛県告示第 642 号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年 3月愛媛県告示第 283 号）の一部を次のように改正し、平成19年 4月 1 日から施行する。ただし、2 の項に次の 2 号を加える改正規定（同項第13号に係る部分に限る。）は、同年 6 月20日から施行する。

平成19年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
次のものを除く使用料及び手数料 1 使用料 (1)～(8) 省略 (9) <u>子ども療育センター使用料</u> (10)～(14) 省略 (15) <u>心と体の健康センター使用料</u>	次のものを除く使用料及び手数料 1 使用料 (1)～(8) 省略 (9) <u>整肢療護園使用料</u> (10)～(14) 省略 (15) <u>精神保健福祉センター使用料</u> (16) <u>健康増進センター使用料</u>

- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略

2 手数料

- (1)～(6) 省略
- (7) 入校料
- (8) 省略
- (9) 心と体の健康センター手数料
- (10)・(11) 省略
- (12) 子ども療育センター手数料
- (13) 構造計算適合性判定手数料

- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略

2 手数料

- (1)～(6) 省略
- (7) 省略
- (8) 精神保健福祉センター手数料
- (9) 健康増進センター手数料
- (10)・(11) 省略

愛 媛 県

愛媛県公営企業管理局

愛媛県教育委員会

愛媛県選挙管理委員会

愛媛県人事委員会

愛媛県監査委員

愛媛県労働委員会

愛媛県収用委員会

愛媛海区漁業調整委員会

愛媛県内水面漁場管理委員会

告示第643号

愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされる旧愛媛県情報公開要綱(平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公営企業管理者

和 氣 政 次

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県監査委員

壺 内 紘 光

同

玉 井 実 雄

同

竹 田 祥 一

同

白 石 友 一

愛媛県労働委員会

会長 白石喜徳  
 愛媛県収用委員会  
 会長 矢野隆三  
 愛媛海区漁業調整委員会  
 会長 佐々木 護  
 愛媛県内水面漁場管理委員会  
 会長 那須熊市

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第11条</b> 省略  <u>(公文書の任意公開)</u></p> <p><b>第12条</b> 第5条各号に掲げる者以外のものは、実施機関に対し、公文書の公開の申出をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による公文書の公開の申出は、<u>公文書公開申出書(様式第4号)</u>によらなければならない。</p> <p>3 実施機関は、前項の申出書の提出があった場合において、<u>第1項の規定による公開の申出に係る公文書の公開又は非公開を決定したときは、公文書公開(部分公開・非公開)回答書(様式第5号)により回答するものとする。</u></p> <p>4 前条の規定は、<u>第1項の規定による申出に基づく公文書の公開について準用する。</u></p> <p><b>第13条</b> 省略  <b>第14条</b> 省略  <b>第15条</b> 省略  <b>第16条</b> 省略  <b>第17条</b> 省略  <b>第18条</b> 省略</p>	<p><b>第11条</b> 省略</p> <p><b>第12条</b> 省略  <b>第13条</b> 省略  <b>第14条</b> 省略  <b>第15条</b> 省略  <b>第16条</b> 省略  <b>第17条</b> 省略</p>

様式第3号の次に次の2様式を加える。

## 様式第4号(第12条関係) 公文書公開申出書

公 文 書 公 開 申 出 書	
年 月 日	
実施機関	様
氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
申出者	
郵便番号	
電話番号	
公文書の件名その他の公開の申出に係る公文書を特定するに足る事項	(公文書の件名が分からない場合は、知りたい内容を具体的に記入してください。)
希望する公開の方法	閲覧[これに引き続く写しの交付の希望 有 無] 視聴[これに引き続く写しの交付の希望 有 無] 写しの交付[ 窓口での交付 郵送等による交付 ]
受 付 年 月 日	年 月 日
記入上の注意 1  のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。 2  印の欄は、記入しないでください。	

様式第5号(第12条関係) 公文書公開(部分公開・非公開)回答書

公文書公開(部分公開・非公開)回答書 第 年 月 日 号 年 月 日 様 実施機関 <span style="float: right;">印</span>	
公開申出年月日	年 月 日
公文書の件名	
公開の日時	年 月 日( ) 午前 時 分 午後
公開の場所	
公開の方法	
公開をしない部分	
公開をしない理由	
主 務 課	電話番号 <span style="float: right;">内線</span>
費 用	写しの作成に要する費用 <span style="float: right;">円</span>
	写しの送付に要する費用 <span style="float: right;">円</span>
注意 1 指定された公開の日時の変更を希望する場合は、あらかじめ申し出てください。 2 公開を受ける際は、この回答書を持参してください。	

注 不要の文字は、抹消すること。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第3項及び第13条第1項の規定並びに職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(昭和26年愛媛県人事委員会規則12-1)に基づき、職員の勤務時間の割振り等に関し規定することを目的とする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第3条 職員(次項及び第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)の勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分までとし、その間に1時間の休憩時間を置く。</p> <p>2 県立学校に勤務する学校栄養職員及び事務職員(以下「学校栄養職員等」という。)の勤務時間については、教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和45年愛媛県教育委員会規則第3号)第2条第1項及び第3条の規定を準用する。</p> <p>3 省略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第3項、第13条第1項及び第14条の規定並びに職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(昭和26年愛媛県人事委員会規則12-1)に基づき、職員の勤務時間の割振り等に関し規定することを目的とする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第3条 職員(次項及び第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、その間に45分の休憩時間及び午前、午後において、各1回15分の休憩時間を置く。</p> <p>2 愛媛県立学校に勤務する学校栄養職員及び事務職員(以下「学校栄養職員等」という。)の勤務時間については、教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和45年愛媛県教育委員会規則第3号)第2条第1項、第3条及び第4条の規定を準用する。</p> <p>3 省略</p>

(愛媛県立学校管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務時間等)</p> <p>第21条の2 校長は、当該学校の教職員の勤務時間及び休憩時間(以下「勤務時間等」という。)を定めなければならない。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第21条の2 校長は、当該学校の教職員の勤務時間、休憩時間及び休憩時間(以下「勤務時間等」という。)を定めなければならない。</p> <p>2・3 省略</p>

(教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

第3条 教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和45年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休憩時間)</p> <p>第3条 教育委員会は、1日の勤務時間が6時間を超える場合には、1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置く。</p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第3条 教育委員会は、1日の勤務時間が6時間を超える場合には、45分、8時間を超える場合には1時間の休憩時間をそれぞれ勤務時間の途中に置く。</p> <p>(休憩時間)</p>

第4条 教育委員会は、おおむね4時間の正規の勤務時間ごとに15分の休憩時間を置くものとする。

(愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

第4条 愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 1 (Scope), Article 2 (Provisional), Article 3 (Rest Time), and Article 4 (Regular Work Hours) for employees at libraries and museums.

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第2号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details the amendment to Article 11 (Provisional) regarding working hours for technical staff.

2 日曜日及び土曜日（短時間勤務職員にあつては、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める日）は、週休日とし、前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間（短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間）において、県立学校に勤務する職員にあつては所属長が1日につき8時間（短時間勤務職員にあつては、8時間の範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間）となるように、その他の職員にあつては午前8時30分から午後5時30分（短時間勤務職員にあつては、午前8時30分から午後5時30分までの範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間）までに割り振る。

3～6 省略

（休憩時間）

**第13条** 1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間をそれぞれ勤務の途中に置くものとする。

（特例）

**第14条** 所属長は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により第11条及び第13条に定める規定の特例を必要と認める場合においては、教育委員会の承認を得て別に定めることができる。

**第15条** 省略

2 日曜日及び土曜日（短時間勤務職員にあつては、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める日）は、週休日とし、前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間（短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間）において、県立学校に勤務する職員にあつては所属長が1日につき8時間（短時間勤務職員にあつては、8時間の範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間）となるように、その他の職員にあつては午前8時30分から午後5時15分（短時間勤務職員にあつては、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間）までに割り振る。

3～6 省略

（休憩時間）

**第13条** 1日の勤務時間が6時間を超える場合においては\_\_\_\_\_45分、8時間を超える場合においては\_\_\_\_\_1時間の休憩時間をそれぞれ勤務の途中に置くものとする。

（休憩時間）

**第14条** 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれ、これに対しては給与を支給する。

2 おおむね4時間の正規の勤務時間ごとに15分間の休憩時間を置く。

3 休憩時間は、これを与えられなかつた場合においても、繰りこされることはない。

（特例）

**第15条** 所属長は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により第11条、第13条及び第14条に定める規定の特例を必要と認める場合においては、教育委員会の承認を得て別に定めることができる。

**第16条** 省略

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

**愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する規則**

（愛媛県生涯学習センター管理規則の一部改正）

**第1条** 愛媛県生涯学習センター管理規則（平成3年愛媛県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（開館時間） <b>第5条</b> センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。 2・3 省略	（開館時間） <b>第5条</b> センターの開館時間は、午前9時から午後5時_____までとする。 2・3 省略

（愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正）

**第2条** 愛媛県総合科学博物館管理規則（平成12年愛媛県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間等)</p> <p><b>第5条</b> 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(開館時間等)</p> <p><b>第5条</b> 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時____までとする。</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間等)</p> <p><b>第5条</b> 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(開館時間等)</p> <p><b>第5条</b> 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時____までとする。</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県美術館管理規則の一部改正)

**第4条** 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間)</p> <p><b>第5条</b> 美術館の開館時間は、午前9時40分から午後6時30分までとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(開館時間)</p> <p><b>第5条</b> 美術館の開館時間は、午前9時40分から午後6時____までとする。</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

**第5条** 愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(勤務時間等)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県生涯学習センターに勤務する職員の第1項の勤務時間の割振りは、次の区分により所属長が行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日勤</td> <td>午前8時35分から午後5時35分まで</td> </tr> <tr> <td>遅出</td> <td>午後1時____から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 愛媛県美術館に勤務する職員の第1項の勤務時間の割振りは、次の区分により所属長が行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日勤</td> <td>午前9時35分から午後6時35分まで</td> </tr> <tr> <td>早出</td> <td>午前8時30分から午後5時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤務時間	日勤	午前8時35分から午後5時35分まで	遅出	午後1時____から午後10時まで	区分	勤務時間	日勤	午前9時35分から午後6時35分まで	早出	午前8時30分から午後5時30分まで	<p>(勤務時間等)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及び愛媛県生涯学習センターに勤務する職員の第1項の勤務時間の割振りは、次の区分により所属長が行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日勤</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>遅出</td> <td>午後1時15分から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 愛媛県美術館に勤務する職員の第1項の勤務時間の割振りは、次の区分により所属長が行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日勤</td> <td>午前9時30分から午後6時15分まで</td> </tr> <tr> <td>早出</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤務時間	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	遅出	午後1時15分から午後10時まで	区分	勤務時間	日勤	午前9時30分から午後6時15分まで	早出	午前8時30分から午後5時15分まで
区分	勤務時間																								
日勤	午前8時35分から午後5時35分まで																								
遅出	午後1時____から午後10時まで																								
区分	勤務時間																								
日勤	午前9時35分から午後6時35分まで																								
早出	午前8時30分から午後5時30分まで																								
区分	勤務時間																								
日勤	午前8時30分から午後5時15分まで																								
遅出	午後1時15分から午後10時まで																								
区分	勤務時間																								
日勤	午前9時30分から午後6時15分まで																								
早出	午前8時30分から午後5時15分まで																								

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後										改 正 前									
(単位の修得方法) 第5条 他の種類の免許状を取得する場合の単位の修得方法については、次の表（第1表から第19表まで）の定めるところによる。 第1表～第11表 省略 第12表										(単位の修得方法) 第5条 他の種類の免許状を取得する場合の単位の修得方法については、次の表（第1表から第19表まで）の定めるところによる。 第1表～第11表 省略 第12表									
免許 状授 与の 根拠	受けようと する免許状 の種類	在 職 年 数	総 単 位 数	特別支援教育に関する科目								免許 状授 与の 根拠	受けようと する免許状 の種類	在 職 年 数	総 単 位 数	特殊教育に関する科目			
				特別支 援教育 の基礎 理論に 関する 科目	特別支援教 育領域に 関する 科目	免許状に定 められるこ ととなる特 別支援教育 領域以外の 領域に 関する 科目		教育の 基礎理 論に 関する 科 目	心身に障 害のある 幼児、 児童 又は 生徒の 心理、 生理及 び病 理に 関する 科 目	心身に障 害のある 幼児、 児童 又は 生徒の 心理、 生理及 び病 理に 関する 科 目	心身に障 害のある 幼児、 児童 又は 生徒の 教育課 程及び 指導 法に 関する 科 目								
法別 表第 7	特別 支援 学校 教諭	専修 免許 状	3	15	1	1	1	1	1	法別 表第 7	盲学 校、 聾学 校又 は養 護学 校	専修 免許 状	3	15	1	1	1		
			1種 免許 状	3	6	1	1	1	1				1	1	1				
			2種 免許 状	3	6	<u>1</u>	1	1	1				1	1	1				
29 年	特別支援学 校教諭1種		3	4	<u>1</u>	1	1	1	29 年	盲学校教諭 、聾学 校		3	4	<u>—</u>	1	1			

改 正 法 附 則 第 17 項	免許状								
---------------------------------------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

第13表～第19表 省略

2 前項の表第1表から第4表まで、第7表、第8表及び第10表においてはそれぞれの表の教科（第10表にあつては、養護）に関する科目の欄、教職に関する科目の欄及び教科又は教職（第10表にあつては、養護又は教職）に関する科目の欄、同項の表第12表においては特別支援教育に関する科目の欄に掲げる単位を含めて総単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

3・4 省略

（臨時免許状の検定及び授与等の出願）

**第6条** 法第5条第5項及び第5条の2第3項並びに施行法第2条の規定により、教育職員検定及び臨時免許状の授与又は新教育領域の追加を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 臨時免許状検定及び授与（追加）願（様式第4号）
- (2) 履歴書（様式第6号）
- (3) 宣誓書（様式第7号）
- (4) 臨時免許状出願副申書（様式第8号）
- (5) 身体に関する証明書（様式第9号）
- (6) 実務に関する証明書（様式第10号）
- (7) 人物に関する証明書（様式第11号）
- (8) 中学校又は高等学校の免許状の授与を願ひ出る教員にあつては、教科（領域）認定書（様式第12号）

(9)・(10) 省略

(11) 現に有する免許状の写し（新教育領域の追加を願ひ出る者にあつては、現に有する免許状）又は免許状授与（追加）証明書（様式第16号）

（普通免許状授与等の出願）

**第7条** 法第5条第1項及び第5条の2第3項により、普通免許状の授与又は新教育領域の追加を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与（追加）申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書（様式第6号）
- (3) 宣誓書（様式第7号）
- (4) 法施行規則第6条第1項の表備考第10号又は第11号により、教育実習の単位を振り替える場合は、実務に関する証明書（様式第10号）

(5)～(7) 省略

(8) 新教育領域の追加を願ひ出る者にあつては、現に有する免許状

**第7条の2** 12年改正法附則第2項又は第3項の規定により、普通免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与（追加）申請書（様式第1号）
- (2)～(4) 省略
- (5) 現に有する免許状の写し又は免許状授与（追加）証明書（様

改 正 法 附 則 第 17 項	教諭又は養 護学校教諭 の1種免許 状								
---------------------------------------	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

第13表～第19表 省略

2 前項の表第1表から第4表まで、第7表、第8表及び第10表においてはそれぞれの表の教科（第10表にあつては、養護）に関する科目の欄、教職に関する科目の欄及び教科又は教職（第10表にあつては、養護又は教職）に関する科目の欄、同項の表第12表においては特殊教育に関する科目の欄に掲げる単位を含めて総単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

3・4 省略

（臨時免許状の検定及び授与の出願）

**第6条** 法第5条第5項及び \_\_\_\_\_ 施行法第2条の規定により、教育職員検定及び臨時免許状の授与 \_\_\_\_\_ を願ひ出る者は、次の各号の \_\_\_\_\_ 書類を提出しなければならない。

- (1) 臨時免許状検定及び授与願 \_\_\_\_\_
- (2) 履歴書 \_\_\_\_\_
- (3) 宣誓書 \_\_\_\_\_
- (4) 臨時免許状出願副申書 \_\_\_\_\_
- (5) 身体に関する証明書 \_\_\_\_\_
- (6) 実務に関する証明書 \_\_\_\_\_
- (7) 人物に関する証明書 \_\_\_\_\_
- (8) 中学校、高等学校の教員は教科認定書 \_\_\_\_\_

(9)・(10) 省略

(11) 現に有する免許状の写 \_\_\_\_\_ 又は免許状の授与証明書 \_\_\_\_\_

（普通免許状授与の出願）

**第7条** 法第5条第1項 \_\_\_\_\_ により、普通免許状の授与 \_\_\_\_\_ を願ひ出る者は、次の各号の \_\_\_\_\_ 書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与申請書 \_\_\_\_\_
- (2) 履歴書 \_\_\_\_\_
- (3) 宣誓書 \_\_\_\_\_
- (4) 法施行規則第6条第1項の表備考第10号又は第11号により、教育実習の単位をふりかえる場合は、実務に関する証明書 \_\_\_\_\_

(5)～(7) 省略

**第7条の2** 12年改正法附則第2項又は第3項の規定により、普通免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与 \_\_\_\_\_ 申請書（様式第1号）
- (2)～(4) 省略
- (5) 現に有する免許状の写し又は免許状授与証明書 \_\_\_\_\_

式第16号)

(免許状交付の出願)

第8条 施行法第1条第3項の規定により、免許状の交付を願い出る者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状交付申請書(様式第3号)
- (2) 履歴書(様式第6号)
- (3) 宣誓書(様式第7号)
- (4) 中学校又は高等学校の免許状の交付を願い出る者にあつては、  
学業成績証明書又は教科(領域)認定書(様式第12号)
- (5) 旧免許状の写し又は免許状授与(追加)証明書(様式第16号)  
(普通免許状の検定及び授与等の出願)

第9条 法第5条の2第3項及び施行法第2条の規定により、教育職員検定及び普通免許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 普通免許状検定及び授与(追加)願(様式第2号)
- (2) 履歴書(様式第6号)
- (3) 宣誓書(様式第7号)
- (4) 身体に関する証明書(様式第9号。現職者は不要)
- (5) 実務に関する証明書(様式第10号)
- (6) 人物に関する証明書(様式第11号)
- (7)・(8) 省略
- (9) 現に有する免許状の写し(新教育領域の追加を願い出る者にあつては、現に有する免許状)又は免許状授与(追加)証明書(様式第16号)

(他の種類の免許状の検定及び授与等の出願)

第10条 法第6条の規定により、教育職員検定及び他の種類の免許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 普通免許状検定及び授与(追加)願(様式第2号)
- (2)~(8) 省略
- (9) 現に有する免許状の写し(新教育領域の追加を願い出る者にあつては、現に有する免許状)又は免許状授与(追加)証明書(様式第16号)

(免許状授与(追加)証明書交付願)

第14条 免許状授与(追加)証明書の交付を受けようとする者は、免許状授与(追加)証明書交付願を提出しなければならない。

(手数料)

第16条 免許状の授与、新教育領域の追加、書換え若しくは再交付又は教育職員検定を願い出る者は、手数料として、愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)で定められた金額に相当する愛媛県収入証紙を願書にちよう付しなければならない。

(様式)

第18条 この規則の定めるところにより提出し、交付し又は保存することを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式による。

	左欄	右欄
1	教育職員免許状授与(追加)申請書	様式第1号
2	普通免許状検定及び授与(追加)願	様式第2号
省略		
4	臨時免許状検定及び授与(追加)願	様式第4号

(免許状交付の出願)

第8条 施行法第1条第3項の規定により、免許状の交付を願い出る者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状交付申請書
- (2) 履歴書
- (3) 宣誓書
- (4) 中学校及び高等学校免許状にあつては  
学業成績証明書又は教科認定書
- (5) 旧免許状の写し又は免許状授与証明書  
(普通免許状の検定及び授与の出願)

第9条 施行法第2条の規定により、教育職員検定及び普通免許状の授与を願い出る者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 普通免許状検定及び授与願
- (2) 履歴書
- (3) 宣誓書
- (4) 身体に関する証明書(現職者は不要)
- (5) 人物に関する証明書
- (6) 実務に関する証明書
- (7)・(8) 省略
- (9) 現に有する免許状の写し  
又は免許状授与証明書

(他の種類の免許状の検定及び授与の出願)

第10条 法第6条の規定により、教育職員検定及び他の種類の免許状の授与を願い出る者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 普通免許状検定及び授与願(様式第2号)
- (2)~(8) 省略
- (9) 現に有する免許状の写し  
又は免許状授与証明書

(免許状授与証明書交付願)

第14条 免許状授与証明書の交付を受けようとする者は、免許状授与証明書交付願を提出しなければならない。

(手数料)

第16条 免許状の授与、書換え若しくは再交付又は教育職員検定を願い出る者は、手数料として、愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)で定められた金額に相当する愛媛県収入証紙を願書にちよう付しなければならない。

(様式)

第18条 この規則の定めるところにより提出し、交付し又は保存することを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式による。

	左欄	右欄
1	教育職員免許状授与申請書	様式第1号
2	普通免許状検定及び授与願	様式第2号
省略		
4	臨時免許状検定及び授与願	様式第4号

省略		
16	教科(領域)認定書	様式第12号
省略		
19	免許状授与(追加)証明書交付願	様式第15号
20	免許状授与(追加)証明書	様式第16号
省略		
25	免許状原簿(特別支援学校教員免許状)	様式第20号

省略		
16	教科_____認定書	様式第12号
省略		
19	免許状授与_____証明書交付願	様式第15号
20	免許状授与_____証明書	様式第16号
省略		

様式第1号中「教育職員免許状授与申請書」を「教育職員免許状授与(追加)申請書」に、「授与される」を「授与又は追加される」に、「教科」を「教科又は特別支援教育領域」に改め、同様式注中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号中「・第10条関係」を「、第10条関係」に、「普通免許状検定及び授与願」を「普通免許状検定及び授与(追加)願」に、「普通免許状教育職員検定及び授与願」を「普通免許状検定及び授与(追加)願」に、「授与を」を「授与又は追加を」に、「教科」を「教科又は特別支援教育領域」に改め、同様式注中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号中「臨時免許状検定及び授与願」を「臨時免許状検定及び授与(追加)願」に、「授与を」を「授与又は追加を」に、「教科」を「教科又は特別支援教育領域」に改め、同様式注中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号の2(その1)、様式第4号の2(その2)及び様式第4号の4を次のように改める。

様式第4号の2（第6条、第8条関係） 臨時免許状

様式第4号の2（その1）

（教育職員）臨時免許状

割  
印

本籍地

氏 名

年 月 日生

上の者は教育職員免許法施行法第1条の定めるところにより  
（次の教科について）（教育職員）臨時免許状を有するものと  
みなす

（記）

年 月 日

愛媛県教育委員会 印

番号

授与条件

備考1 「（教育職員）」の箇所には、「小学校助教諭」、「中学校助教諭」の例の  
ように記入すること。

2 「（次の教科について）」及び「（記）」の箇所については、教科の定め  
ない免許状の場合にあっては、この箇所を設けないこと。

3 授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。

様式第4号の2(その2)

(教育職員)臨時免許状	割 印
本籍地 氏 名 年 月 日生	
上の者に教育職員免許法 (次の教科について)(教育職員)臨時免許状を授与する	の定めるところにより
(記)	
年 月 日	
	愛媛県教育委員会 印
番号	
授与条件	

- 備考1 「(教育職員)」の箇所には、「小学校助教諭」、「中学校助教諭」の例のように記入すること。
- 2 「(次の教科について)」の箇所については、特別支援学校の教員の免許状にあっては、「次の領域について」と記入し、教科の定めのない免許状の場合にあっては、この箇所を設けないこと。
- 3 教科の定めのない免許状の場合は、「(記)」の欄を設けないこと。
- 4 授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。

様式第4号の4（第6条の2関係） 特別免許状

（教育職員）特別免許状

割  
印

本籍地

氏 名

年 月 日生

上の者に教育職員免許法第5条の定めるところにより（次の教科  
について）（教育職員）特別免許状を授与する

記

年 月 日

愛媛県教育委員会 印

番号

授与条件

備考1 「（教育職員）」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」の例のよう  
に記入すること。

2 「（次の教科について）」の箇所については、事項について授与する免許状  
の場合にあっては、「次の事項について」と記入すること。

3 授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。



様式第15号（第14条関係） 免許状授与（追加）証明書交付願

## 免許状授与（追加）証明書交付願

年 月 日

愛媛県教育委員会様

本籍地 都道府県

住 所

ふりがな

氏 名

印

生年月日

次により免許状授与（追加）証明書を交付されるよう、お願いします。

免許状の種類	免許の教科又は特別支援教育領域	授与又は新教育領域の追加の年月日	免許状の番号

手数料	400円	1 愛媛県収入証紙をはつてください。 2 消印は、しないでください。
-----	------	---------------------------------------

- 注 1 記名押印に代えて署名することができる。  
 2 不要の文字は、抹消すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第16号（第6条、第7条の2、第8条 第10条関係） 免許状授与（追加）証明書

記号番号

## 免許状授与（追加）証明書

本籍地

氏名

生年月日

免許状の種類	免許の教科又は特別 支援教育領域	授与又は新教育領 域の追加の年月日	免許状の番号	授与又は追加 の根拠規定

以上のとおり証明します。

年 月 日

愛媛県教育委員会 印

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第19号の次に次の1様式を加える。

様式第20号 免許状原簿（特別支援学校教員免許状）

番号	授与（追加）の根拠	授与（追加）年月日	特別支援教育領域	本籍地 氏名 生年月日	備 考
		年 月 日		年 月 日生	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

平成19年3月30日

愛 媛 県 報

第1848号

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第5号、様式第13号及び様式第15号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第5号、様式第13号及び様式第15号の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県教育委員会規則第5号

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第1条 学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5章 特別支援学校</b></p> <p>(視覚障害者等の通知)</p> <p><b>第28条</b> 令第11条第1項、第11条の2、第11条の3、第12条第2項又は第12条の2第2項の規定によつて、市町教育委員会が<u>視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者</u>について県委員会に通知するときは、様式第6号によるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(準用条文)</p> <p><b>第29条</b> 第26条の規定は、県立の<u>特別支援学校</u>に、これを準用する。</p>	<p><b>第5章 盲学校、聾学校及び養護学校</b></p> <p>(盲者等____の通知)</p> <p><b>第28条</b> 令第11条第1項、第11条の2、第11条の3、第12条第2項又は第12条の2第2項の規定によつて、市町教育委員会が<u>盲者、聾者</u>、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者について県委員会に通知するときは、様式第6号によるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(準用条文)</p> <p><b>第29条</b> 第26条の規定は、県立の<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>に、これを準用する。</p>

様式第5号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

「(盲)

様式第6号中 (聾)学校 を「特別支援学校」に改める。

(養護) 」

(愛媛県県立学校教職員設置規則の一部改正)

第2条 愛媛県県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第10条</b> 特別支援学校 _____ の各部に、主事を置くことができる。</p> <p>2・3 省略</p>	<p><b>第10条</b> 盲学校、聾学校及び養護学校の各部に、主事を置くことができる。</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県県立学校管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 <u>特別支援学校</u>(第50条 第57条)</p> <p>第4章 省略</p> <p>省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 <u>特殊学校</u>(第50条 第57条)</p> <p>第4章 省略</p> <p>省略</p>

(中等教育学校の前期課程の転学及び退学)

第48条の5 省略

2 省略

3 校長は転学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校\_\_\_\_\_の中学部を含む。)の校長に、その旨を通知しなければならない。

4 省略

第3章 特別支援学校

(設置)

第50条 特別支援学校の部、修業年限、学科及び生徒定員等は、別に定めるところによる。

(専攻科の入学資格)

第56条 専攻科に入学できる者は、特別支援学校の高等部若しくは高等学校を卒業した者又は校長がこれと同等以上の学力があると認定した者とする。

2 省略

(準用規定)

第57条 第4条、第5条、第6条第1項及び第3項、第7条から第10条まで、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条から第41条まで、第49条の2並びに第49条の3の規定は、特別支援学校に、これを準用する。

2 第48条の5第1項、第48条の6及び第48条の7の規定は、特別支援学校の小学部又は中学部に、これを準用する。

3 第42条第1項及び第2項、第44条、第46条第1項から第3項まで並びに第46条の2から第48条までの規定は、特別支援学校の高等部に、これを準用する。

(中等教育学校の前期課程の転学及び退学)

第48条の5 省略

2 省略

3 校長は転学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊学校」という。)の中学部を含む。)の校長に、その旨を通知しなければならない。

4 省略

第3章 特殊学校

(設置)

第50条 特殊学校\_\_\_\_\_の部、修業年限、学科及び生徒定員等は別に定めるところによる。

(専攻科の入学資格)

第56条 専攻科に入学できる者は、特殊学校\_\_\_\_\_の高等部若しくは高等学校を卒業した者又は校長がこれと同等以上の学力があると認定した者とする。

2 省略

(準用規定)

第57条 第4条、第5条、第6条第1項及び第3項、第7条から第10条まで、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条から第41条まで、第49条の2並びに第49条の3の規定は、特殊学校\_\_\_\_\_に、これを準用する。

2 第48条の5第1項、第48条の6及び第48条の7の規定は、特殊学校\_\_\_\_\_の小学部又は中学部に、これを準用する。

3 第42条第1項及び第2項、第44条、第46条第1項から第3項まで並びに第46条の2から第48条までの規定は、特殊学校\_\_\_\_\_の高等部に、これを準用する。

(愛媛県立学校学則の一部改正)

第4条 愛媛県立学校学則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用除外) 第14条の3 省略 2 特別支援学校_____の小学部、中学部及び幼稚部については、第8条(幼稚部については第9条)から第14条までの規定は適用しない。	(適用除外) 第14条の3 省略 2 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び幼稚部については、第8条(幼稚部については第9条)から第14条までの規定は適用しない。

(愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正)

第5条 愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
(特別支援学校) 第4条 特別支援学校_____の部、修業年限、学科及び生徒定員等は、別表第4に掲げるとおりとする。 別表第4(第4条関係)	(特殊学校) 第4条 盲学校、聾学校及び養護学校の部、修業年限、学科及び生徒定員等は、別表第4に掲げるとおりとする。 別表第4(第4条関係)																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>部</th> <th>修業年限</th> <th>学科</th> <th>生徒定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	部	修業年限	学科	生徒定員	省略										<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>部</th> <th>修業年限</th> <th>学科</th> <th>生徒定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>整肢療護園分校</td> <td>小学部</td> <td>6年</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	部	修業年限	学科	生徒定員	省略					整肢療護園分校	小学部	6年		
学校名	部	修業年限	学科	生徒定員																											
省略																															
学校名	部	修業年限	学科	生徒定員																											
省略																															
整肢療護園分校	小学部	6年																													

省略				
----	--	--	--	--

備考

- 1 省略
- 2 松山盲学校にあつては視覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を、松山聾学校及び宇和聾学校にあつては聴覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を、しげのぶ特別支援学校にあつては肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）である幼児、児童又は生徒に対する教育を、第三養護学校、今治養護学校及び宇和養護学校にあつては知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う。

省略	中学部	3年		
----	-----	----	--	--

備考

- 1 省略
- 2 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ しげのぶ特別支援学校にあつては肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）のための学校 \_\_\_\_\_ を、第三養護学校、今治養護学校及び宇和養護学校にあつては知的障害者のための学校をいう \_\_\_\_\_。

（愛媛県教科書採択委員会規則の一部改正）

第6条 愛媛県教科書採択委員会規則（昭和41年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第6号の規定に基づき、県立学校（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校 _____ の小学部及び中学部を除く。）において使用する教科書（以下「教科書」という。）の採択に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第6号の規定に基づき、県立学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部を除く。）において使用する教科書（以下「教科書」という。）の採択に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（愛媛県障害児就学指導委員会設置規則の一部改正）

第7条 愛媛県障害児就学指導委員会設置規則（昭和49年愛媛県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（任務）</p> <p>第2条 就学指導委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) 県立の特別支援学校に就学しようとする者、又は在学する児童・生徒のうち、当該学校で障害の程度を判断することが困難なものの障害の程度の判断</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>（任務）</p> <p>第2条 就学指導委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) 県立の特殊学校 _____ に就学しようとする者、又は在学する児童・生徒のうち、当該学校で障害の程度を判断することが困難なものの障害の程度の判断</p> <p>(2)・(3) 省略</p>

（愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正）

第8条 愛媛県総合科学博物館管理規則（平成12年愛媛県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（展示室観覧料等の減免）</p> <p>第14条 省略</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、プラネタリウムを観覧する県内の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒及び展示室又はプラネタリウムを観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校 _____ の生徒並びにこれらの引率者</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2～5 省略</p>	<p>（展示室観覧料等の減免）</p> <p>第14条 省略</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、プラネタリウムを観覧する県内の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒及び展示室又はプラネタリウムを観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校又は養護学校の生徒並びにこれらの引率者</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2～5 省略</p>

（愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正）

第9条 愛媛県歴史文化博物館管理規則（平成12年愛媛県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。



改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>愛媛県教職員健康審査委員会規則</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、愛媛県執行機関の附属機関設置条例(昭和27年愛媛県条例第54号)第5条の規定に基づき、<u>愛媛県教職員健康審査委員会</u>(以下「審査会」という。)の構成運営等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(構成)</p> <p><b>第2条</b> 審査会は、委員5名で構成し、次に掲げる者<u>の</u>うちから、愛媛県教育委員会が<u>任命し、又は委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>内科に係る診療に相当の経験を有する医師</u></p> <p>(2) <u>精神科に係る診療に相当の経験を有する医師</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>その他適当と認める医師</u></p> <p>2 省略</p>	<p style="text-align: center;"><b>愛媛県教職員結核審査委員会規則</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、愛媛県執行機関の附属機関設置条例(昭和27年愛媛県条例第54号)第5条の規定に<u>基</u>き、<u>愛媛県教職員結核審査委員会</u>(以下「審査会」という。)の構成運営等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(構成)</p> <p><b>第2条</b> 審査会は、委員5名で構成し、次に掲げる<u>もの</u>のうちから、愛媛県教育委員会が<u>任命</u> <u>又は委嘱する。</u></p> <p>(1) 結核専門医師</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>県立病院の</u> 医師</p> <p>2 省略</p>

**附 則**

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に従前の愛媛県教職員結核審査委員会の委員である者は、この規則の施行の日に、改正後の愛媛県教職員健康審査委員会規則第2条第1項の規定により、愛媛県教職員健康審査委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の愛媛県教職員結核審査委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

---

**教育委員会訓令**

---

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局  
県立学校

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県教育委員会  
委員長 井 関 和 彦

**愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令**

(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正)

- 第1条** 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和32年2月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課及び係)</p> <p><b>第1条</b> 省略</p> <p>2 各課の分掌事務を次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>教育指導課</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) <u>特別支援教育</u>に関すること。</p> <p>省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(課及び係)</p> <p><b>第1条</b> 省略</p> <p>2 各課の分掌事務を次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>教育指導課</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) <u>障害児教育</u>に関すること。</p> <p>省略</p> <p>3 省略</p>

(愛媛県県立学校修学旅行実施要領の一部改正)

- 第2条** 愛媛県県立学校修学旅行実施要領(昭和39年3月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5条</b> 修学旅行の日数は、次の各号に掲げる県立学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数を限度とする。ただし、特別の事情があるときは、当該限度を超えて実施することができるものとする。</p> <p>(1) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校 _____ の高等部 5泊6日</p> <p>(2) 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部 4泊5日</p> <p>(3) 特別支援学校 _____ の小学部 1泊2日</p> <p><b>第6条</b> 引率教職員の数は、次の各号に掲げる県立学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める参加生徒数につき1人以上とし、総数は、2人以上で、校長が決定する。この場合において、女子生徒が参加するときは、適当数の女子教職員を含まなければならない。</p> <p>(1) 高等学校及び中等教育学校 30人程度</p> <p>(2) 特別支援学校 _____ 5人程度</p> <p>2 省略</p>	<p><b>第5条</b> 修学旅行の日数は、次の各号に掲げる県立学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数を限度とする。ただし、特別の事情があるときは、当該限度を超えて実施することができるものとする。</p> <p>(1) 高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部 5泊6日</p> <p>(2) 中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部 4泊5日</p> <p>(3) 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部 1泊2日</p> <p><b>第6条</b> 引率教職員の数は、次の各号に掲げる県立学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める参加生徒数につき1人以上とし、総数は、2人以上で、校長が決定する。この場合において、女子生徒が参加するときは、適当数の女子教職員を含まなければならない。</p> <p>(1) 高等学校及び中等教育学校 30人程度</p> <p>(2) 盲学校、聾学校及び養護学校 5人程度</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県県立学校教育課程基準の一部改正)

**第3条** 愛媛県県立学校教育課程基準(昭和48年3月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別支援学校)</p> <p><b>第3条</b> 特別支援学校 _____ の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、施行規則第73条の10の規定に基づく特別支援学校幼稚部教育要領 _____ (平成11年3月文部省告示第60号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 _____ (平成11年3月文部省告示第61号)及び特別支援学校高等部学習指導要領 _____ (平成11年3月文部省告示第62号)によらなければならない。</p> <p>2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の専門教育に関する教科に属する科目及び当該科目の標準単位数又は標準年間授業時数は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>(特殊学校)</p> <p><b>第3条</b> 盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、施行規則第73条の10の規定に基づく盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領(平成11年3月文部省告示第60号)、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第61号)及び盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第62号)によらなければならない。</p> <p>2 盲学校、聾学校及び肢体不自由者を教育する養護学校 _____ の高等部の専門教育に関する教科に属する科目及び当該科目の標準単位数又は標準年間授業時数は、別表第2のとおりとする。</p>

**附 則**

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

**教育委員会告示**

**○愛媛県教育委員会告示第3号**

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定(平成13年12月愛媛県教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号） <u>第35条第1項</u> の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定める。	愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号） <u>第34条第1項</u> の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定める。

○愛媛県教育委員会告示第4号

次に掲げる告示は、平成19年3月31日限り廃止する。

平成19年3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

- (1) 学校教職員等結核予防要綱（昭和29年8月愛媛県教育委員会告示第35号）
- (2) 学校教職員結核予防取扱要領（昭和29年8月愛媛県教育委員会告示第36号）

---

**監査委員規程**

---

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光

同 玉 井 実 雄

同 竹 田 祥 一

同 白 石 友 一

**愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程**

愛媛県監査委員監査規程（昭和55年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（検査提出書類）</p> <p><b>第5条</b> 検査を受ける会計管理者及び管理者は、次に掲げる書類10部を作成し、指定の期日までに監査委員に提出するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>会計管理者</u></p> <p>ア～サ 省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p>（検査提出書類）</p> <p><b>第5条</b> 検査を受ける出納長____及び管理者は、次に掲げる書類10部を作成し、指定の期日までに監査委員に提出するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>出納長</u></p> <p>ア～サ 省略</p> <p>(3) 省略</p>

様式第3号（その1）及び同様式（その2）を次のように改める。

定員現員調 (課  
地方機関)

年 月 日現在

区 分	定 員	現 員	過不足 ( )	係 (課・室) 別 配 置 現 員						備 考
				係 (課・室)	係 (課・室)			係 (課・室)	係 (課・室)	
定 数 内 職 員										
非 常 勤 嘱 託										
臨 時 職 員 (地公法第22条関係)										
定 数 外 職 員 計										

- 注 1 課(室)制の機関にあつては、課(室)別配置現員を記載すること。  
 2 兼務者については、( )外書きすること。  
 3 休職者については、備考欄にその旨を記載すること。

様式第3号(その2)

定 員 現 員 調 査 ( 課 地方機関 )

年 月 日現在

区 分	定 員	現 員	過 不 足 ( )	課 別 配 置 現 員						備 考	
				課	課			課	課		
警 察 官	警 視 長										
	警 視 正										
	警 視										
	警 部										
	警 部 補										
	巡 査 部 長										
	巡 査 長										
	巡 査										
	小 計										
警察官以外の職員											
定数内職員計											
非常勤嘱託											
臨時職員 (地公法第22条関係)											
定数外職員計											

注 休職者については、備考欄にその旨を記載すること。

様式第3号中「職名」を「区分」に改める。

様式第40号(その1)を次のように改める。

年度県営工事箇所別執行状況調(課  
地方機関)

年 月 日現在

工事 番号	道路、河 川、建物等 の名称	位 置 ( 郡市町 ) 大 字	構造物の延 長、幅員、 面積等	契約 方法	設計金額	予定価格	請負契約 額又は直 営起工額	起工年月日 及び完成 ( 予定 ) 年 月 日	進ちょ く歩合	支出済額	請負人 住所氏名	指名業者数 及び落札率	備考

- 注 1 工事は、国庫補助（負担）事業と県単独事業に区分し、それぞれ事業種別ごとに小計を付すこと。
- 2 当該年度の工事と前年度からの繰越工事は、区分して記載すること。
- 3 契約方法の欄には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の契約の別を記載すること。
- 4 設計金額の欄及び請負契約額又は直営起工額の欄は、設計に変更があつたときは、当初設計金額及び当初請負金額を上段に（ ）書きで記載すること。
- 5 落札率は、予定価格に対する落札額の割合（小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合）を記載すること。
- 6 翌年度への繰越工事については、備考欄に繰越額を記載すること。

様式第45号を次のように改める。

## 病院経営状況調（地方機関）

年 月 日現在

区 分	算 式	5 箇 年 間 の 状 況				
		年度	年度	年度	年度	本年度
利 用 状 況	許可病床利用率 $\frac{\text{入院患者延数}}{\text{年延病床数}} = \text{—————}$					
	医師1人当たり 外来患者取扱数 $\frac{\text{外来患者延数}}{\text{医師数}} = \text{—————}$					
	医師1人当たり 入院外来患者取扱数 $\frac{\text{患者延数}}{\text{医師数}} = \text{—————}$					
	看護師1人当たり 入院外来患者取扱数 $\frac{\text{患者延数}}{\text{看護師数}} = \text{—————}$					
	医師1人当たり 医業収益額 $\frac{\text{医業収益}}{\text{医師数}} = \text{—————}$					
	全職員1人当たり 医業収益額 $\frac{\text{医業収益}}{\text{職員数}} = \text{—————}$					

経費状況	給与費対総費用比率	$\frac{\text{給与費}}{\text{総費用}}$					
	給与費対医業費用比率	$\frac{\text{給与費}}{\text{医業費用}}$					
	給与費対医業収益比率	$\frac{\text{給与費}}{\text{医業収益}} = \frac{\quad}{\quad}$					
	材料費対医業費用比率	$\frac{\text{材料費}}{\text{医業費用}}$					
	材料費対医業収益比率	$\frac{\text{材料費}}{\text{医業収益}} = \frac{\quad}{\quad}$					

- 注 1 算式の欄には、本年度の実数を記載すること。
- 2 医師、看護師及び職員の数、各年度3月1日現在の数によること。ただし、委託医師については、年間在職者を1とし、日割計算により算出すること。
- 3 給与費のうち、退職給与金については、給料の合計額に1.15を乗じて得た額とし、当該額により給与費を積算すること。
- 4 医業費用には、減価償却費を含めること。
- 5 過年度分の各比率を算出するための基礎数値は、愛媛県立病院年報によること。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第2号

愛媛県議会図書室図書利用規程（昭和52年7月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成19年3月30日

愛媛県議会議長 篠 原 実

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（開室時間）</p> <p><b>第3条</b> 図書室の開室時間は、<u>県の執務時間</u>とする。</p> <p>ただし、必要な事由が生じたときは、これを伸縮することができる。</p> <p>（休室日）</p> <p><b>第4条</b> 休室日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、室長が必要と認めたときは、臨時に休室することができる。</p> <p>(1) 年末年始 <u>12月29日から翌年1月3日まで</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>（開室時間）</p> <p><b>第3条</b> 図書室の開室時間は、午前9時から午後4時までとする。</p> <p>ただし、必要な事由が生じたときは、これを伸縮することができる。</p> <p>（休室日）</p> <p><b>第4条</b> 休室日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、室長が必要と認めたときは、臨時に休室することができる。</p> <p>(1) 年末年始 <u>12月28日から翌年1月4日まで</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p>

雑 報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、平成19年3月15日に次のとおり指示した。

平成19年3月30日

愛媛県内水面漁場管理委員会  
会長 那須 熊市

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

○愛媛海区漁業調整委員会指示第69号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

平成19年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会  
会長 佐々木 護

1 指示の内容

(1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。

(2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第70号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成19年 3月30日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

## 1 指示の内容

伊共第103号第2種共同漁業権漁場（通称「ほぼろ瀬」漁場、大洲市と八幡浜市の最大高潮時海岸線における境界から山口県八島洲崎見通し2,000メートルの点を中心に半径540メートル以内の区域）においては、1月15日から2月28日までの間、マコガレイを採捕してはならない。

## 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

## 正 誤

## ○正 誤

平成16年12月28日付け第1622号愛媛県訓令第17号（松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令）第9条（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）中

ページ	箇所	誤	正
1305	第9条 上から6行目	「市民税」	「市町税」